

資料編

＜ 資料編 目次 ＞

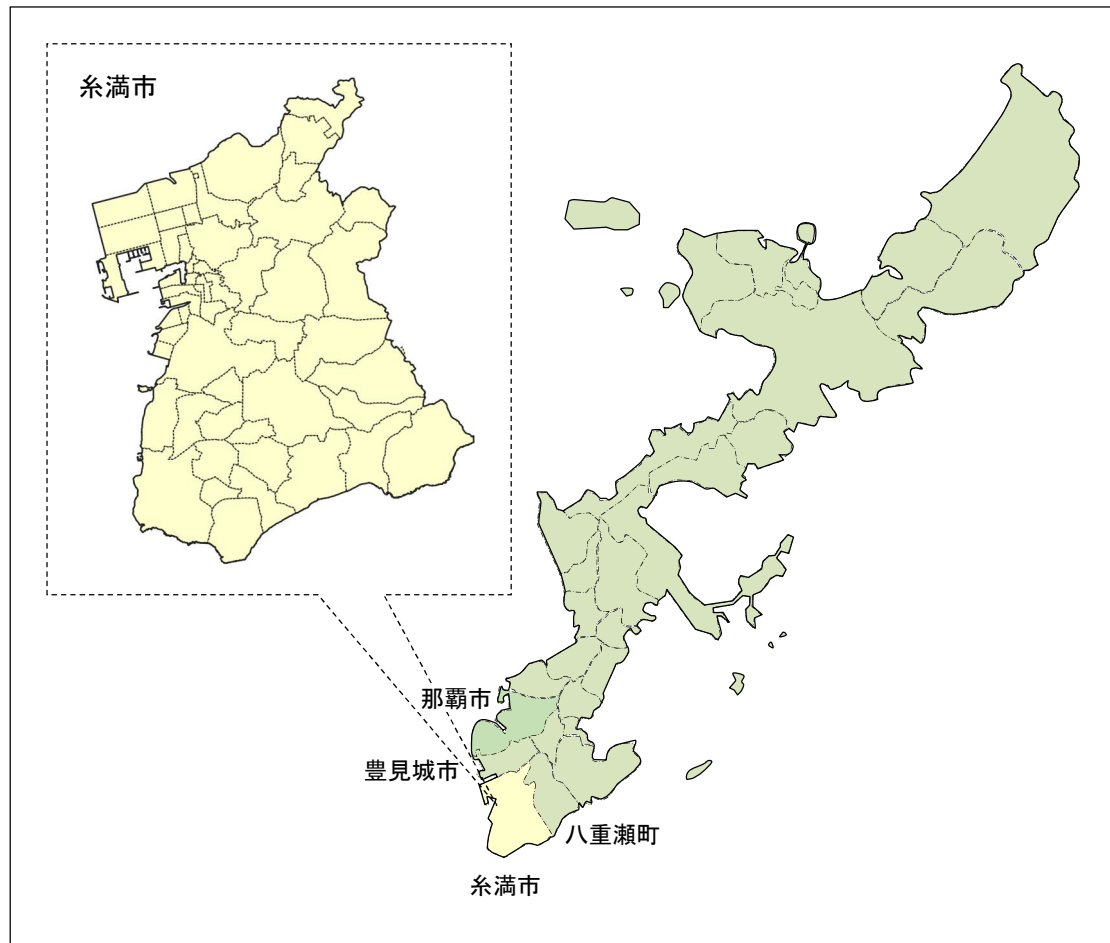
資料 1	糸満市の概要	(1)
1.	糸満市の自然条件	(1)
2.	糸満市の社会条件	(6)
資料 2	第 5 次糸満市総合計画について	(11)
資料 3	関係法令	(12)
1.	環境基本法	(13)
2.	循環型社会形成推進基本法	(13)
3.	廃棄物処理法	(15)
4.	資源有効利用促進法	(27)
5.	プラスチック資源循環法	(28)
6.	容器包装リサイクル法	(29)
7.	家電リサイクル法	(30)
8.	小型家電リサイクル法	(31)
9.	食品リサイクル法	(32)
10.	建設リサイクル法	(34)
11.	自動車リサイクル法	(35)
12.	グリーン購入法	(36)
13.	食品ロス削減推進法	(37)
資料 4	沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(38)
1.	ごみ処理状況	(38)
2.	し尿及び浄化槽汚泥処理状況	(44)
3.	沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況	(48)
資料 5	不法投棄の現状と取組	(54)
1.	不法投棄の現状	(54)
2.	不法投棄防止への取組	(59)
資料 6	用語集	(64)
資料 7	糸満市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過	(74)

資料 1 糸満市の概要

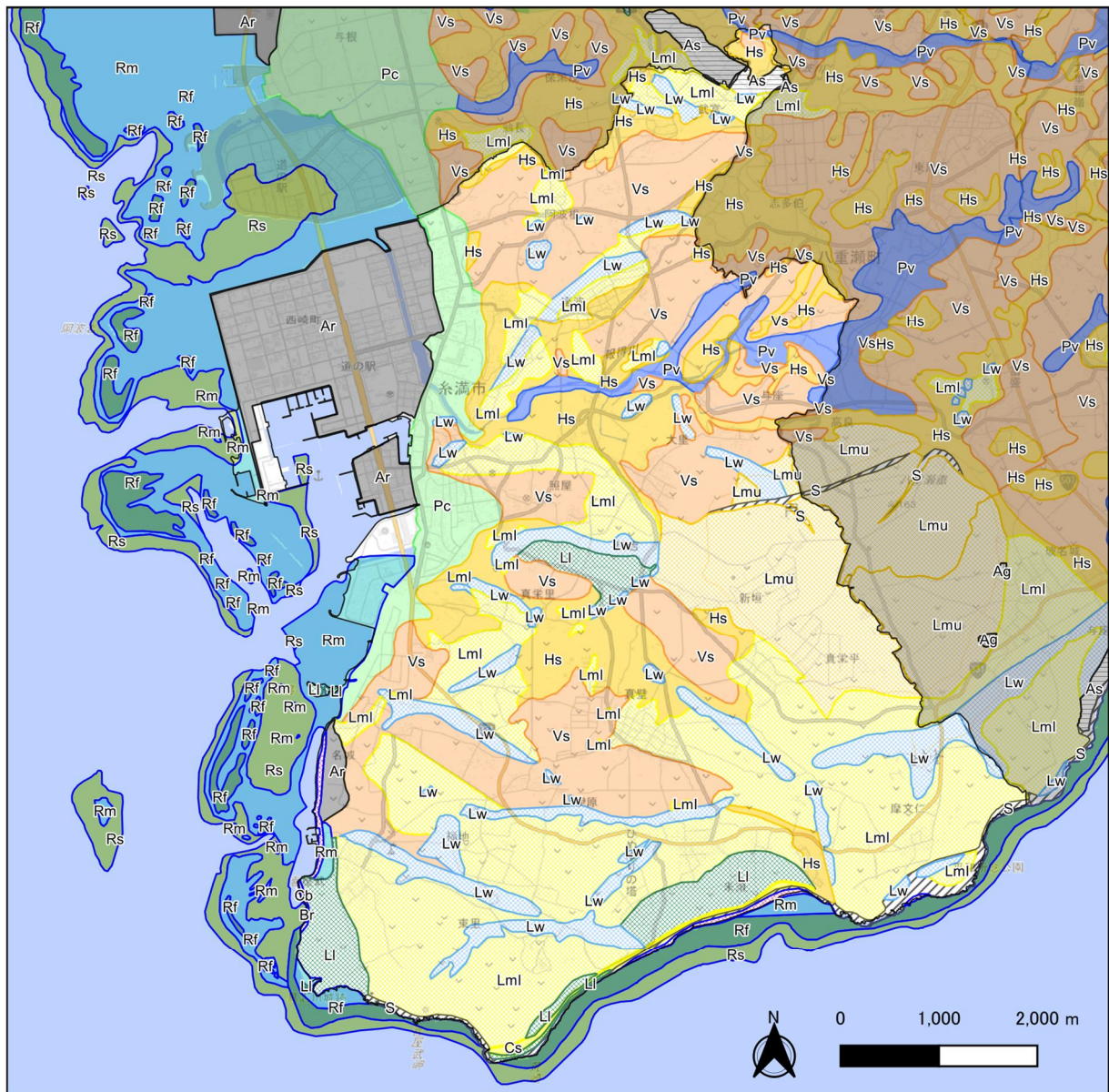
1. 糸満市の自然条件

(1) 糸満市の位置

本市は沖縄本島の最南端に位置し、県都那覇市から南へ12kmのところに位置しており、北側には豊見城市、東側は八重瀬町と接しています。市域面積は46.60km²（令和3年10月1日現在）となっています。



資図 1-1 糸満市の位置図

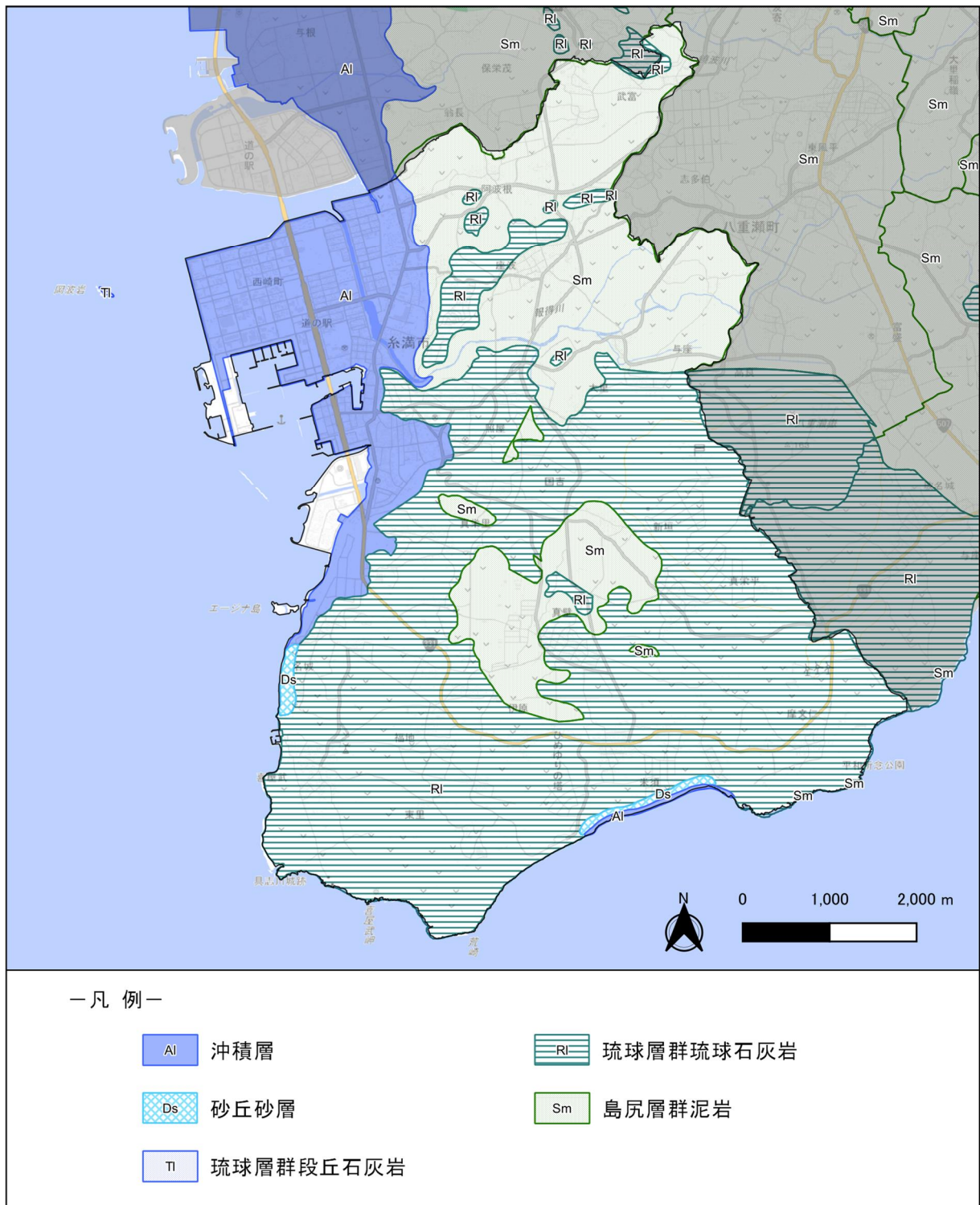


— 凡 例 —

Hs	小起伏丘陵	Rs	礁斜面
Lml	中位面(下位)or中位段丘下位面	S	海崖、段丘崖、海食崖、断層崖
Lmu	中位面(上位)or中位段丘上位面	Li	下位面
Pc	海岸低地	Vs	丘陵上を刻む浅谷(盆状谷)
Cb	海浜	Ag	採石地
Cs	砂丘	As	人工平坦地
Br	板干瀬(板干礁)orビーチロック	Lw	石灰岩堤
Rf	さんご礁(干瀬)	Pv	谷底低地
Rm	さんご礁(イノー礁池)	Ar	埋立地

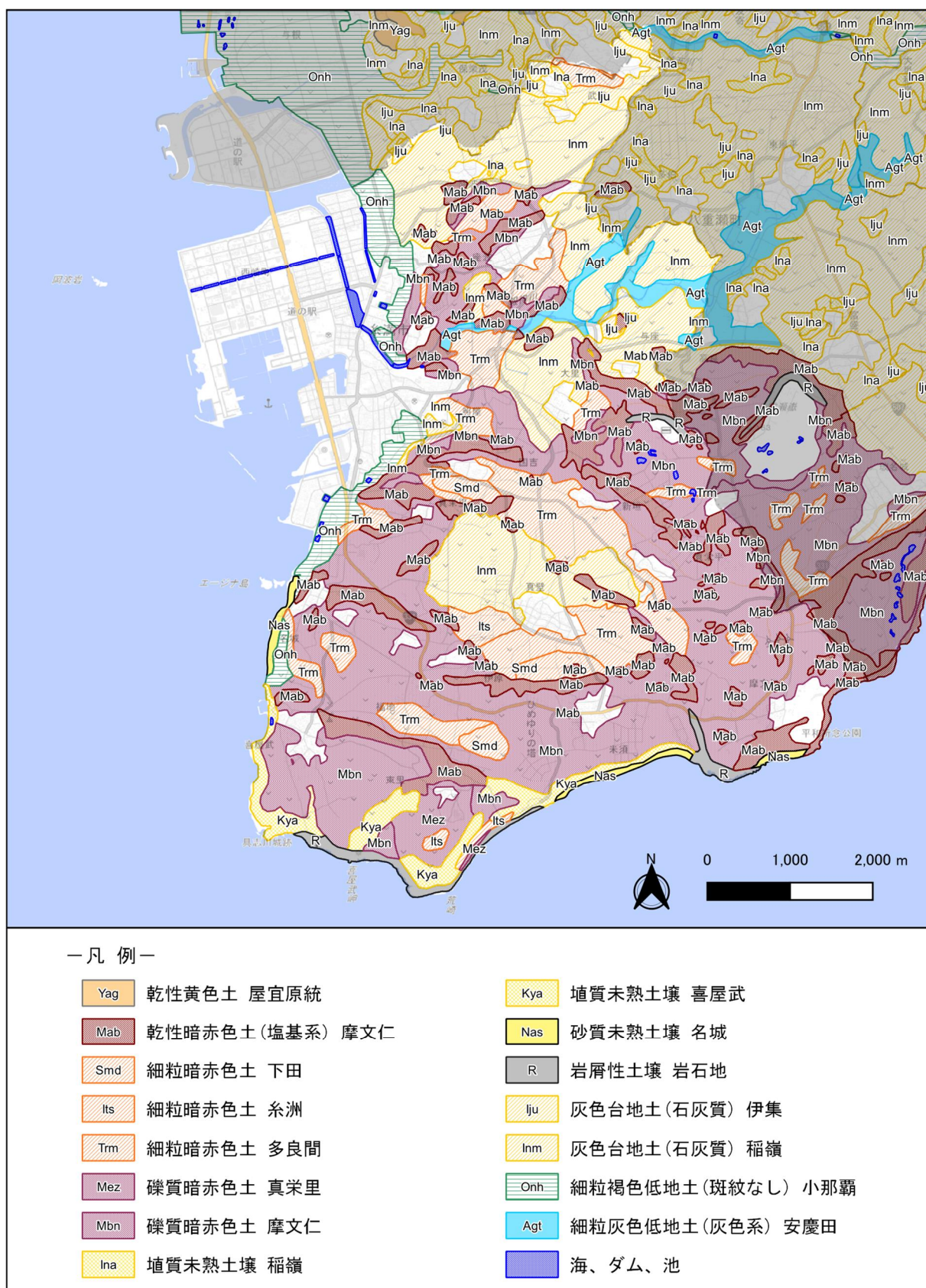
資料：地理院タイルに「土地分類基本調査図 地形分類図」(沖縄県地図情報システム)を加工して作成

資図 1-2 地形分類図



資料：地理院タイルに「土地分類基本調査図 表層地質図」（沖縄県地図情報システム）を加工して作成

資図 1-3 表層地質図



資料：地理院タイルに「土地分類基本調査図 土壌図」（沖縄県地図情報システム）を加工して作成

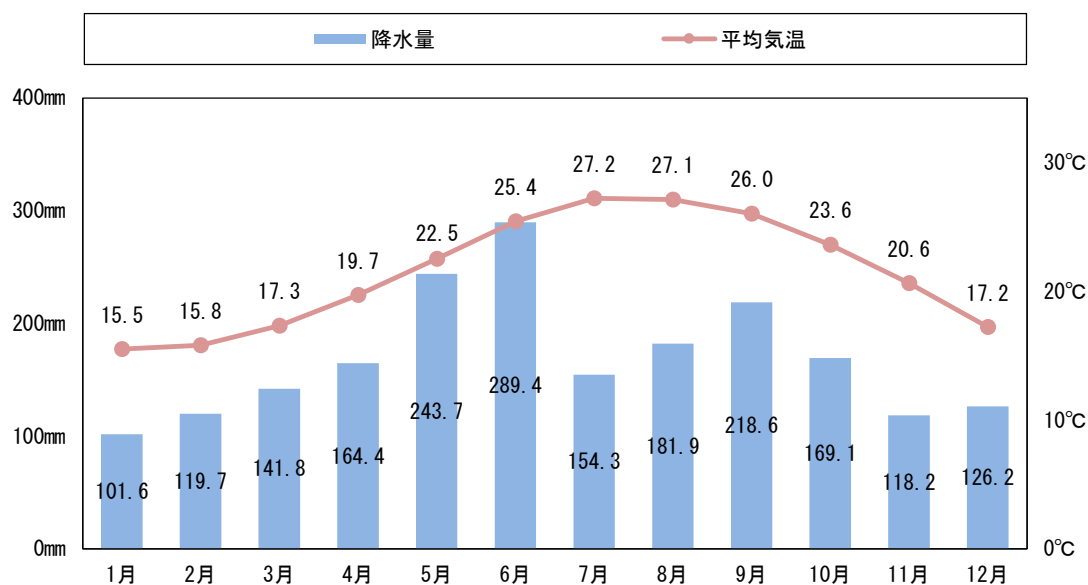
資図 1-4 土壌図

(2) 気象状況

本市の気象状況を、平均的な気候の状態を示す「平年値」に基づいて以下に示します。
 なお、この平年値は本市に近い沖縄気象台のアメダス観測所（南城市糸数）の観測データに基づくものです。

過去 30 年間の気温の平年値は 15.5℃から 27.2℃の範囲内にあり、1 年を通して温暖な気候といえます。

降水量の平年値は年間を通して 100mm を超えており、特に梅雨期の 5 月、6 月と台風の接近が多い 9 月には 200mm を超えています。



(1991 年から 2020 年までの南城市糸数における平年値)

資図 1-5 気象状況

資表 1-1 気象状況 (1991 年から 2020 年までの南城市糸数における平年値)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
区分	最高	18.5	19.0	20.6	22.9	25.6	28.2	30.5	30.6	29.5	26.9	23.7	20.2	24.7
	最低	13.3	13.4	14.9	17.3	20.2	23.5	25.2	25.0	23.9	21.5	18.6	15.1	19.3
	平均	15.5	15.8	17.3	19.7	22.5	25.4	27.2	27.1	26.0	23.6	20.6	17.2	21.5
降水量 (mm)		101.6	119.7	141.8	164.4	243.7	289.4	154.3	181.9	218.6	169.1	118.2	126.2	2,028.9
風速 (m/s)		5.8	5.6	5.3	5.0	4.6	4.2	4.5	4.9	5.3	5.9	6.0	6.0	5.2
日照時間 (h)		95.0	94.1	115.7	116.4	127.9	141.4	238.3	211.9	179.5	169.7	124.1	107.4	1,714.0

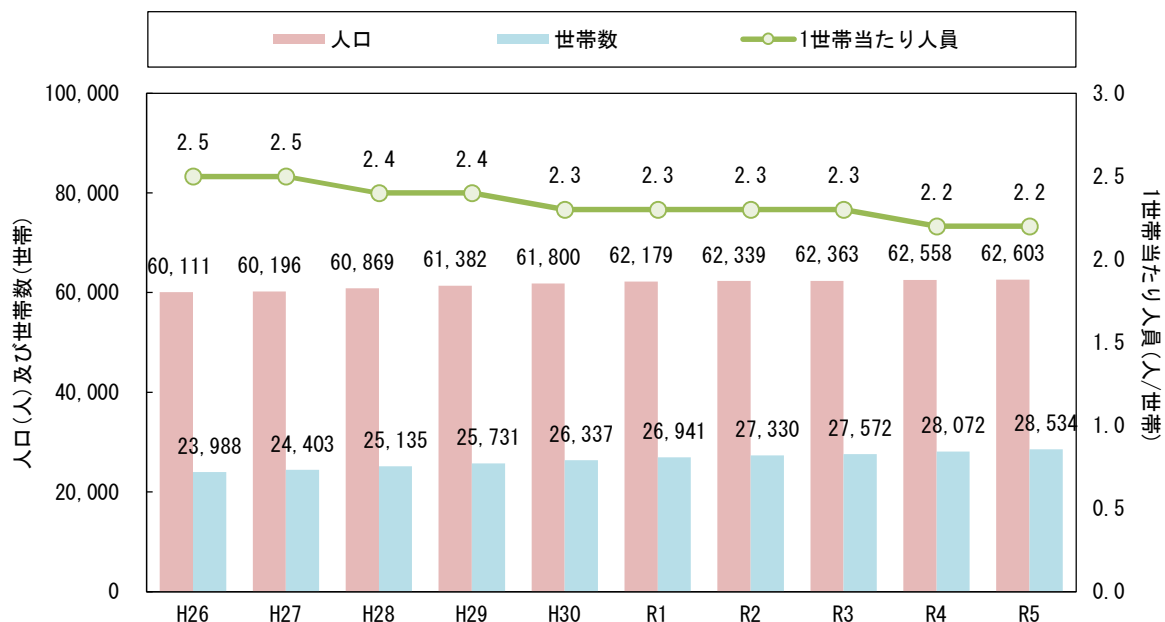
資料：「気象庁ホームページ」(<https://www.jma.go.jp/>)

2. 糸満市の社会条件

(1) 糸満市の人口及び世帯数

本市の過去 10 年間(平成 26 年～令和 5 年)の人口及び世帯数の推移を以下に示します。

総人口及び世帯数は 10 年間で増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人員は減少傾向がみられます。



資図 1-6 人口及び世帯数の推移

資表 1-2 人口及び世帯数の推移

(各年 12 月末現在)

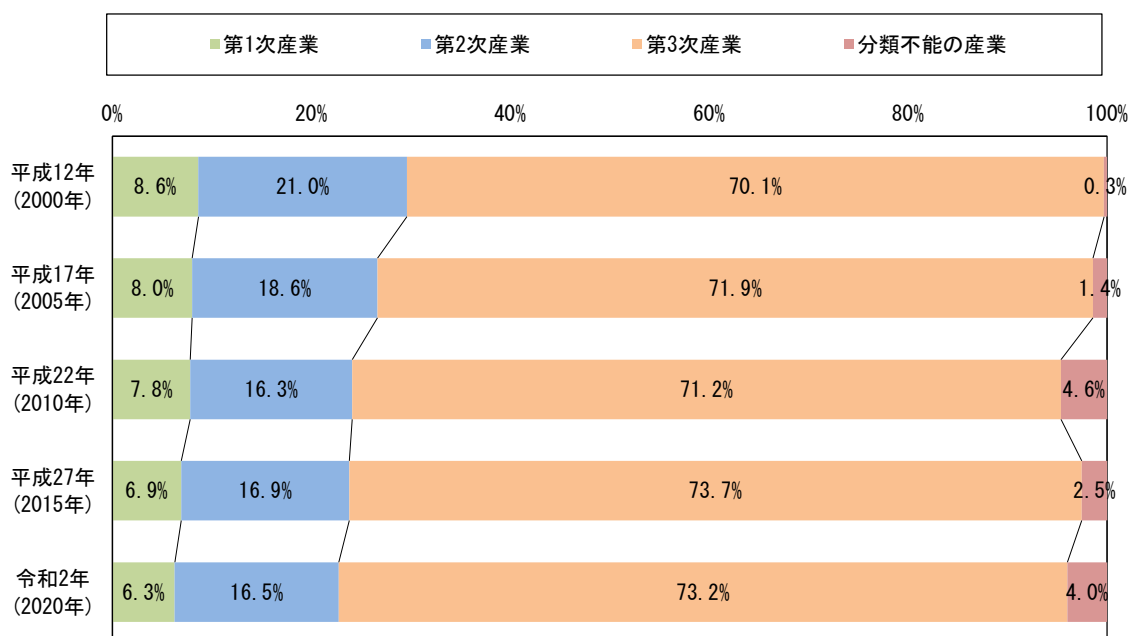
調査年	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1 世帯 当たり人員 (人/世帯)
	男子	女子	総人口		
平成 26 年	30,321	29,790	60,111	23,988	2.5
平成 27 年	30,334	29,862	60,196	24,403	2.5
平成 28 年	30,738	30,131	60,869	25,135	2.4
平成 29 年	31,007	30,375	61,382	25,731	2.4
平成 30 年	31,311	30,489	61,800	26,337	2.3
令和元年	31,491	30,688	62,179	26,941	2.3
令和 2 年	31,578	30,761	62,339	27,330	2.3
令和 3 年	31,585	30,778	62,363	27,572	2.3
令和 4 年	31,705	30,853	62,558	28,072	2.2
令和 5 年	31,715	30,888	62,603	28,534	2.2

資料：「人口統計」糸満市ホームページ

(2) 糸満市の産業別就業者数

本市の過去 20 年間(平成 12 年～令和 2 年)の産業別就業者数の推移を以下に示します。

農業・漁業等が属する第 1 次産業は減少傾向にあり、建設業・製造業等が属する第 2 次産業は増減を繰り返しつつ減少傾向にあります。サービス業等が属する第 3 次産業は全体的に増加傾向がみられ、本市で最も多くの割合を占めています。



資図 1-7 産業別就業者数の推移

資表 1-3 産業別就業者数の推移

年別		区分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能の産業	総数
平成 12 年 (2000 年)	就業者数 (人)		1,944 人	4,713 人	15,758 人	69 人	22,484 人
	構 成 比 (%)		8.6%	21.0%	70.1%	0.3%	100.0%
平成 17 年 (2005 年)	就業者数 (人)		1,875 人	4,346 人	16,794 人	329 人	23,344 人
	構 成 比 (%)		8.0%	18.6%	71.9%	1.4%	100.0%
平成 22 年 (2010 年)	就業者数 (人)		1,905 人	3,958 人	17,305 人	1,125 人	24,293 人
	構 成 比 (%)		7.8%	16.3%	71.2%	4.6%	100.0%
平成 27 年 (2015 年)	就業者数 (人)		1,822 人	4,448 人	19,385 人	665 人	26,320 人
	構 成 比 (%)		6.9%	16.9%	73.7%	2.5%	100.0%
令和 2 年 (2020 年)	就業者数 (人)		1,640 人	4,322 人	19,177 人	1,047 人	26,186 人
	構 成 比 (%)		6.3%	16.5%	73.2%	4.0%	100.0%

※構成比は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

資料：「国勢調査 (e-Stat 政府統計の総合窓口)」

(3) 糸満市の産業分類別事業所数

本市の産業分類別事業所数（民営）の推移を以下に示します。

最も事業所の多い「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」は減少傾向となっており、「医療、福祉」、「不動産業、物品賃貸業」は増加傾向にあります。

資表 1-4 産業分類別事業所数（民営）の推移

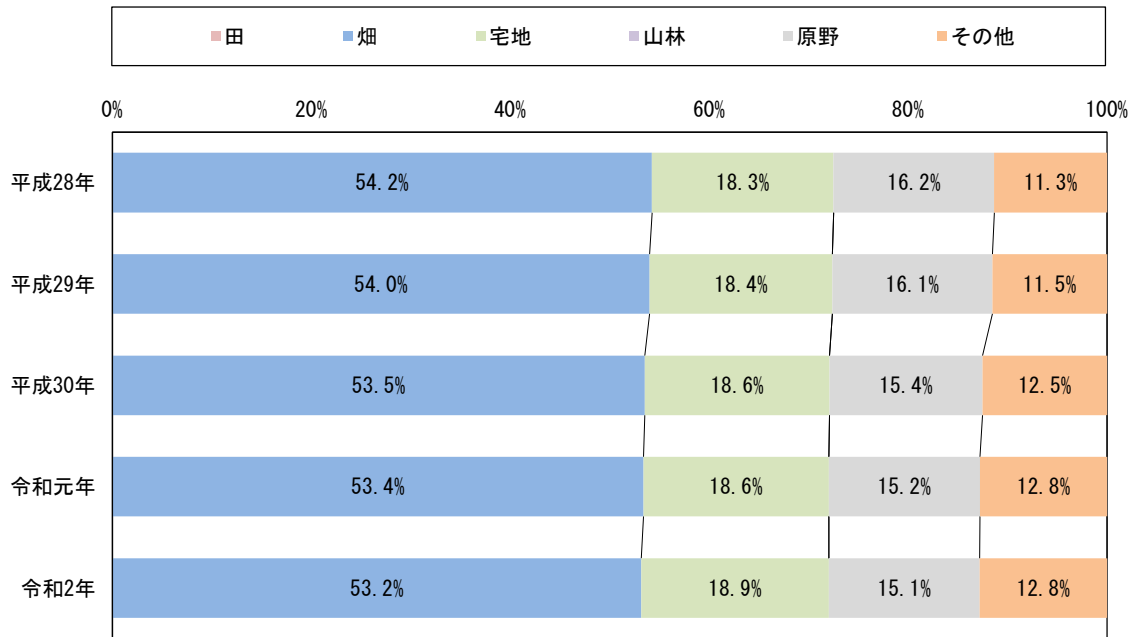
単位：事業所

産業分類	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
全産業（S 公務を除く）	2,340	2,343	2,398	2,326
A 農業、林業	16（0.7%）	17（0.7%）	20（0.8%）	34（1.5%）
B 漁業	1（0.0%）	1（0.0%）		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3（0.1%）	4（0.2%）	5（0.2%）	6（0.3%）
D 建設業	179（7.6%）	178（7.6%）	189（7.9%）	199（8.6%）
E 製造業	175（7.5%）	187（8.0%）	193（8.0%）	180（7.7%）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2（0.1%）	3（0.1%）	0（0.0%）	1（0.0%）
G 情報通信業	7（0.3%）	6（0.3%）	10（0.4%）	12（0.5%）
H 運輸業、郵便業	80（3.4%）	73（3.1%）	78（3.3%）	79（3.4%）
I 卸売業、小売業	626（26.8%）	613（26.2%）	597（24.9%）	538（23.1%）
J 金融業、保険業	21（0.9%）	17（0.7%）	20（0.8%）	16（0.7%）
K 不動産業、物品賃貸業	134（5.7%）	147（6.3%）	148（6.2%）	174（7.5%）
L 学術研究、専門・技術サービス業	64（2.7%）	67（2.9%）	72（3.0%）	72（3.1%）
M 宿泊業、飲食サービス業	381（16.3%）	364（15.5%）	369（15.4%）	296（12.7%）
N 生活関連サービス業、娯楽業	215（9.2%）	205（8.7%）	212（8.8%）	212（9.1%）
O 教育、学習支援業	124（5.3%）	119（5.1%）	123（5.1%）	110（4.7%）
P 医療、福祉	139（5.9%）	170（7.3%）	184（7.7%）	212（9.1%）
Q 複合サービス事業	12（0.5%）	12（0.5%）	13（0.5%）	11（0.5%）
R サービス業（他に分類されないもの）	160（6.8%）	160（6.8%）	165（6.9%）	174（7.5%）
分類不能の産業	1（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）

資料：「沖縄県統計年鑑 第 5 章」沖縄県統計資料 WEB サイト

(4) 糸満市の土地利用

本市の地目別土地面積の推移を以下に示します。



資図 1-8 地目別土地面積の推移

資表1-5 地目別土地面積の推移

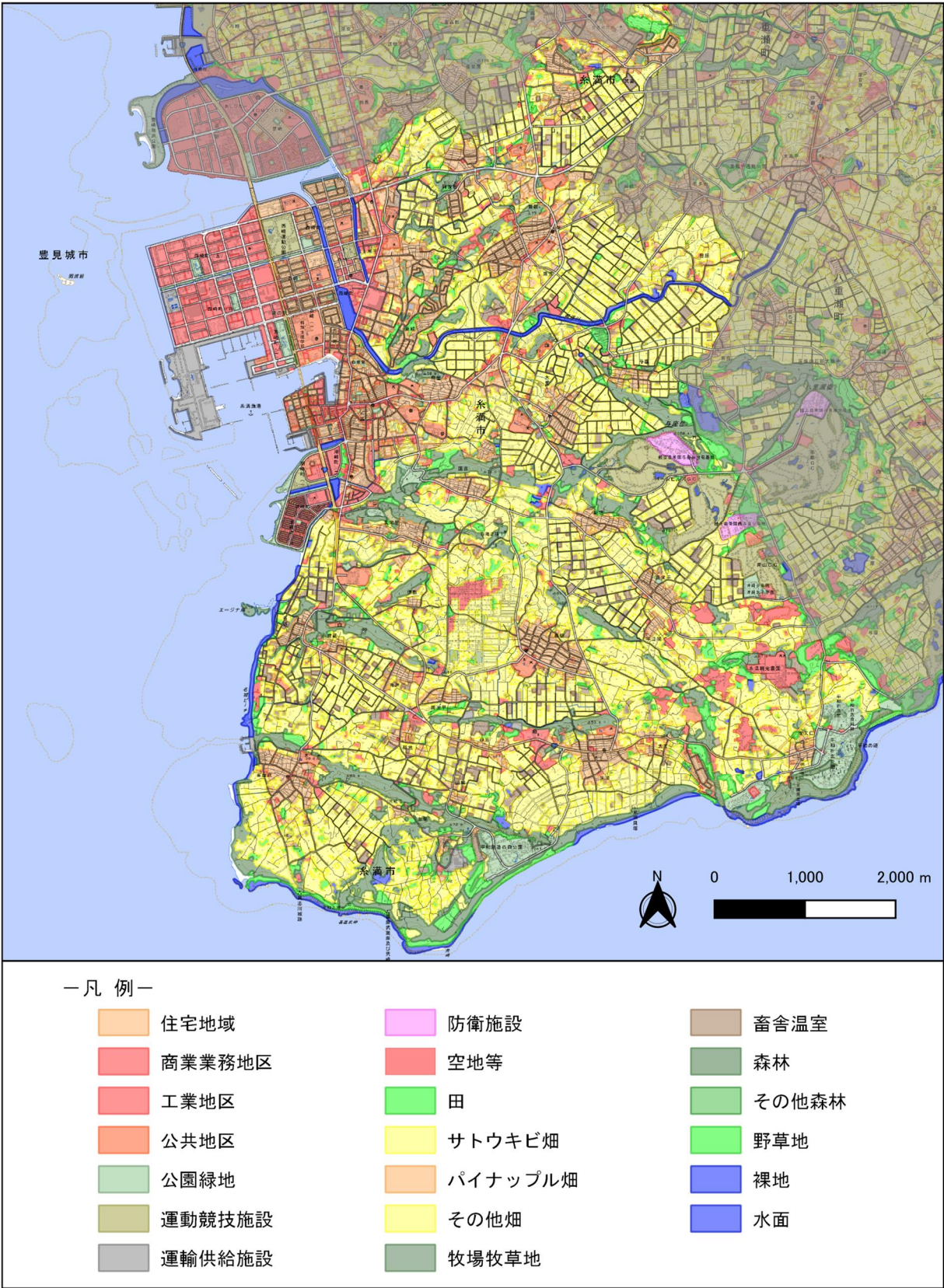
単位：m²

項目	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
平成 28 年	0 (0.0%)	18,272,357 (54.2%)	6,147,922 (18.3%)	0 (0.0%)	5,443,976 (16.2%)	3,819,290 (11.3%)	33,683,545
平成 29 年	0 (0.0%)	18,167,097 (54.0%)	6,189,111 (18.4%)	0 (0.0%)	5,405,557 (16.1%)	3,877,621 (11.5%)	33,639,386
平成 30 年	0 (0.0%)	18,010,556 (53.5%)	6,250,793 (18.6%)	0 (0.0%)	5,167,984 (15.4%)	4,211,713 (12.5%)	33,641,046
令和元年	0 (0.0%)	17,943,314 (53.4%)	6,265,008 (18.6%)	0 (0.0%)	5,111,610 (15.2%)	4,287,055 (12.8%)	33,606,987
令和 2 年	0 (0.0%)	17,892,802 (53.2%)	6,348,923 (18.9%)	0 (0.0%)	5,092,832 (15.1%)	4,311,215 (12.8%)	33,645,772

※（ ）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「沖縄県統計年鑑 第1章」沖縄県統計資料 WEB サイト

本市の土地利用現況を以下に示します。

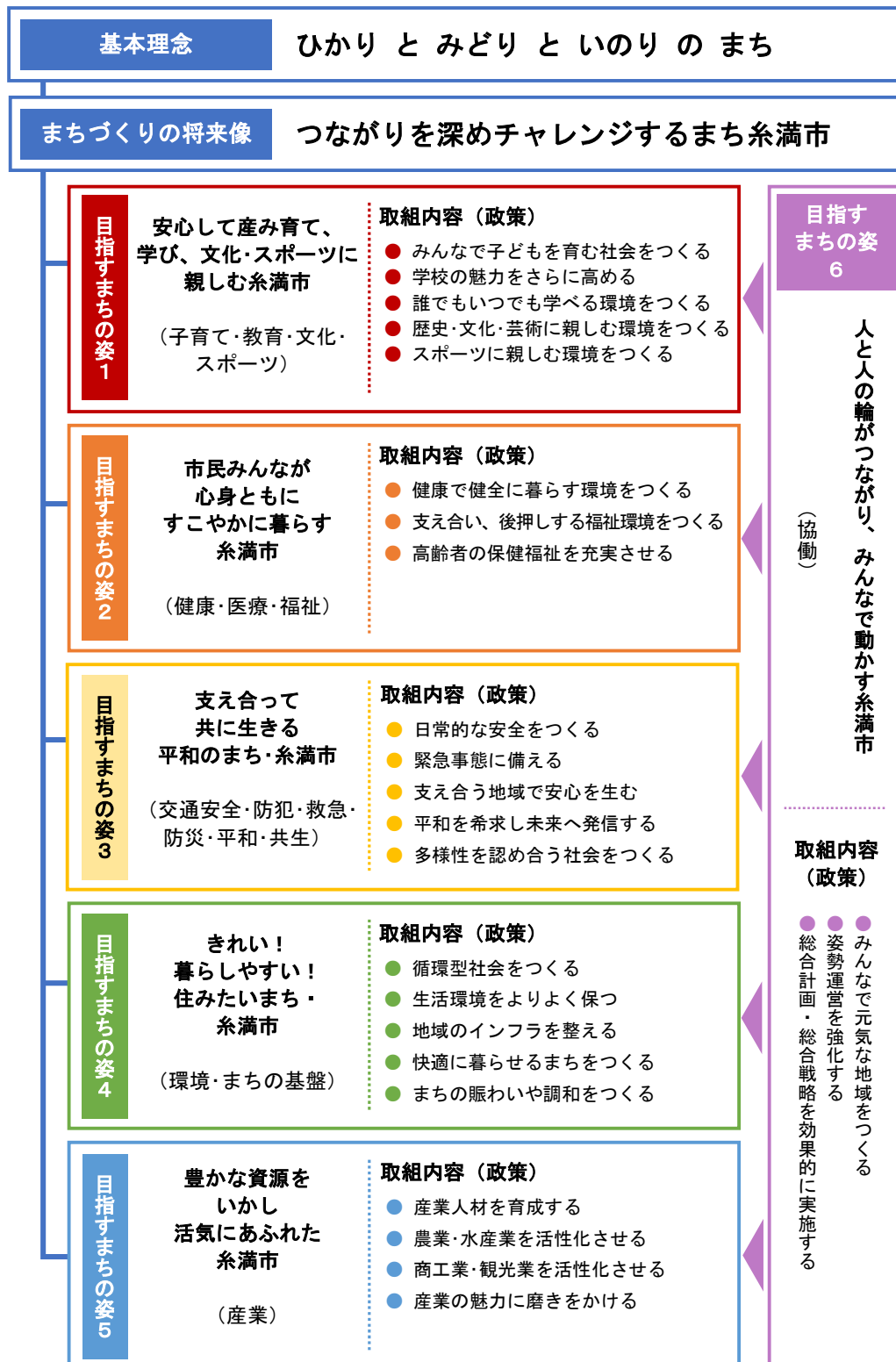


資料：地理院タイルに「土地利用現況図」（沖縄県地図情報システム）を加工して作成

資圖 1-9 土地利用現況圖

資料2 第5次糸満市総合計画について

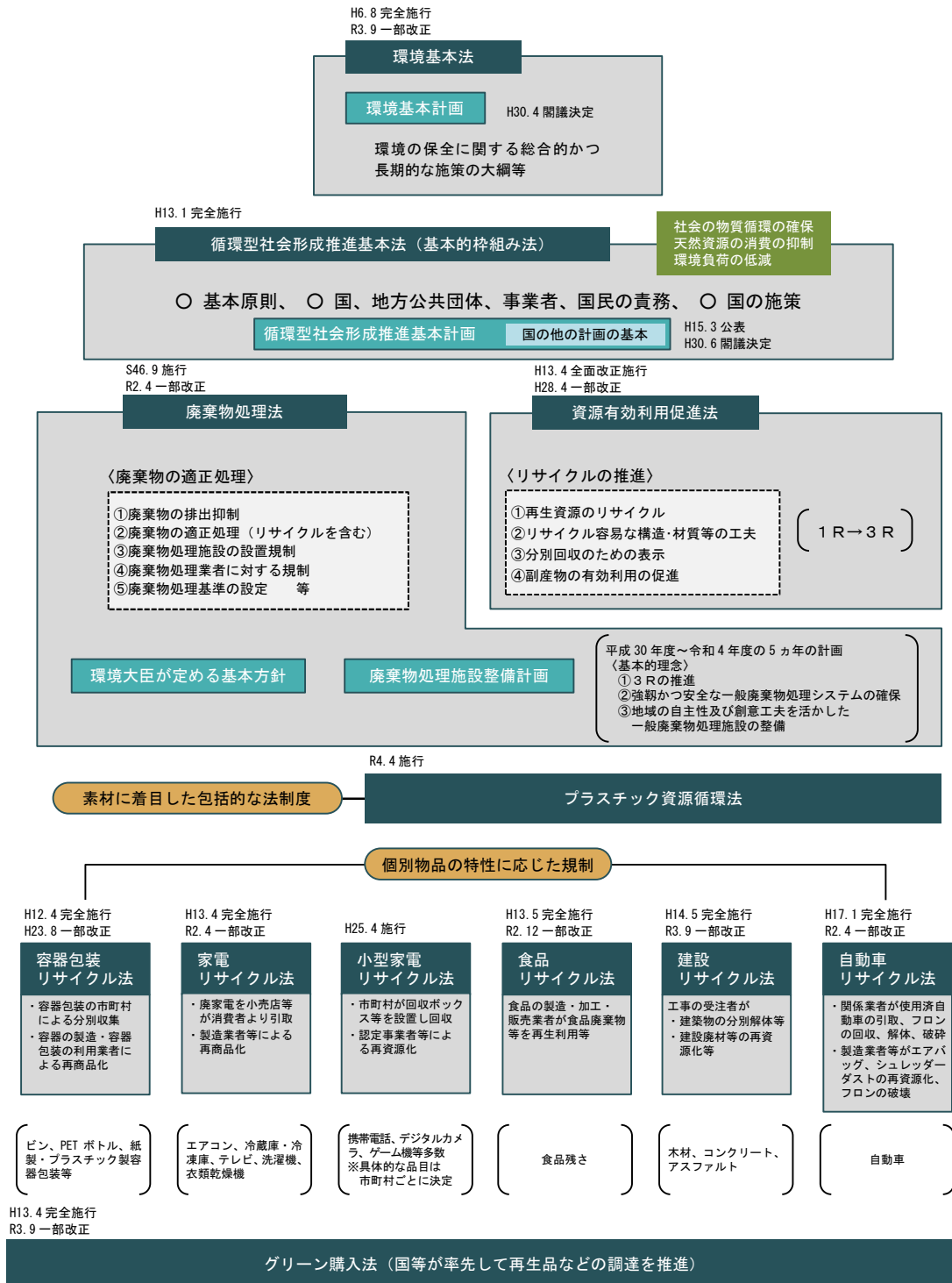
第5次糸満市総合計画の基本構想より、施策体系を以下に示します。



資料：「第5次糸満市総合計画 基本構想」より抜粋

資料 3 関係法令

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」(平成23年度版) 環境省を基に一部変更を行っています。

資図 3-1 循環型社会の形成の推進に係る法体系

1. 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

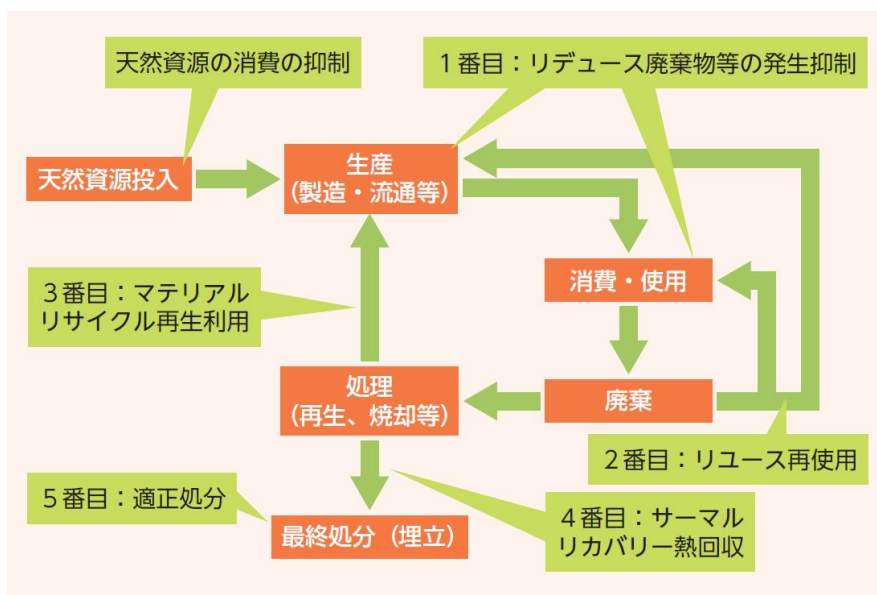
この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は平成30年4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」となっています。

2. 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（平成26年版）環境省

資図 3-2 循環型社会の姿

資表 3-1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。

- (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- (3) 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- 廃棄物等の発生抑制のための措置
- 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者によるその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

3. 廃棄物処理法

(1) 廃棄物処理法の概要

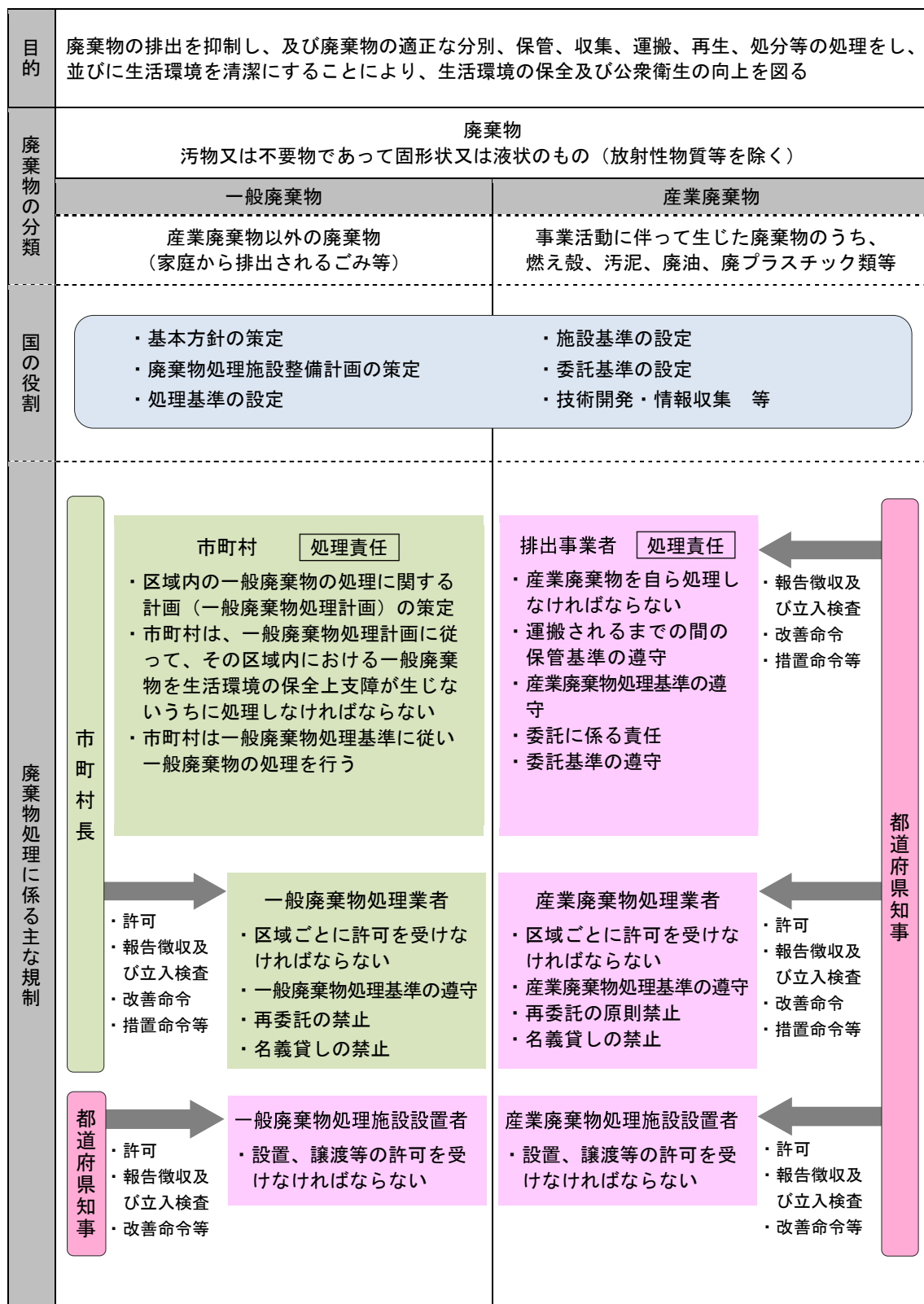
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものとしていましたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

資表 3-2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
処理責任等	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業（収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3 億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省



資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省

資図 3-3 廃棄物処理法のしくみ

(2) 関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

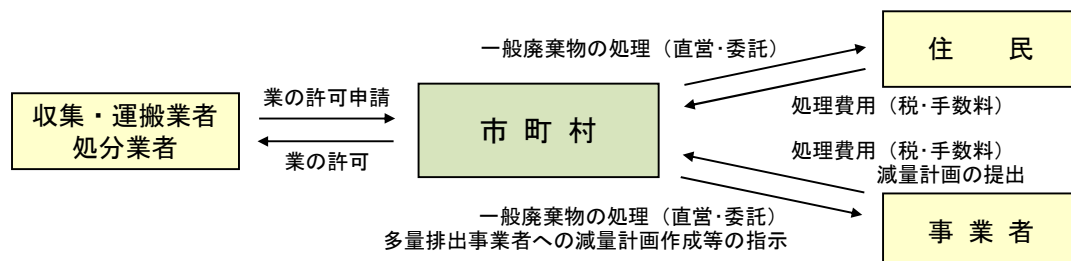
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

資表 3-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国	民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事	業	者 … 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市	町	村 … ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都	道	府 県 … ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国		… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

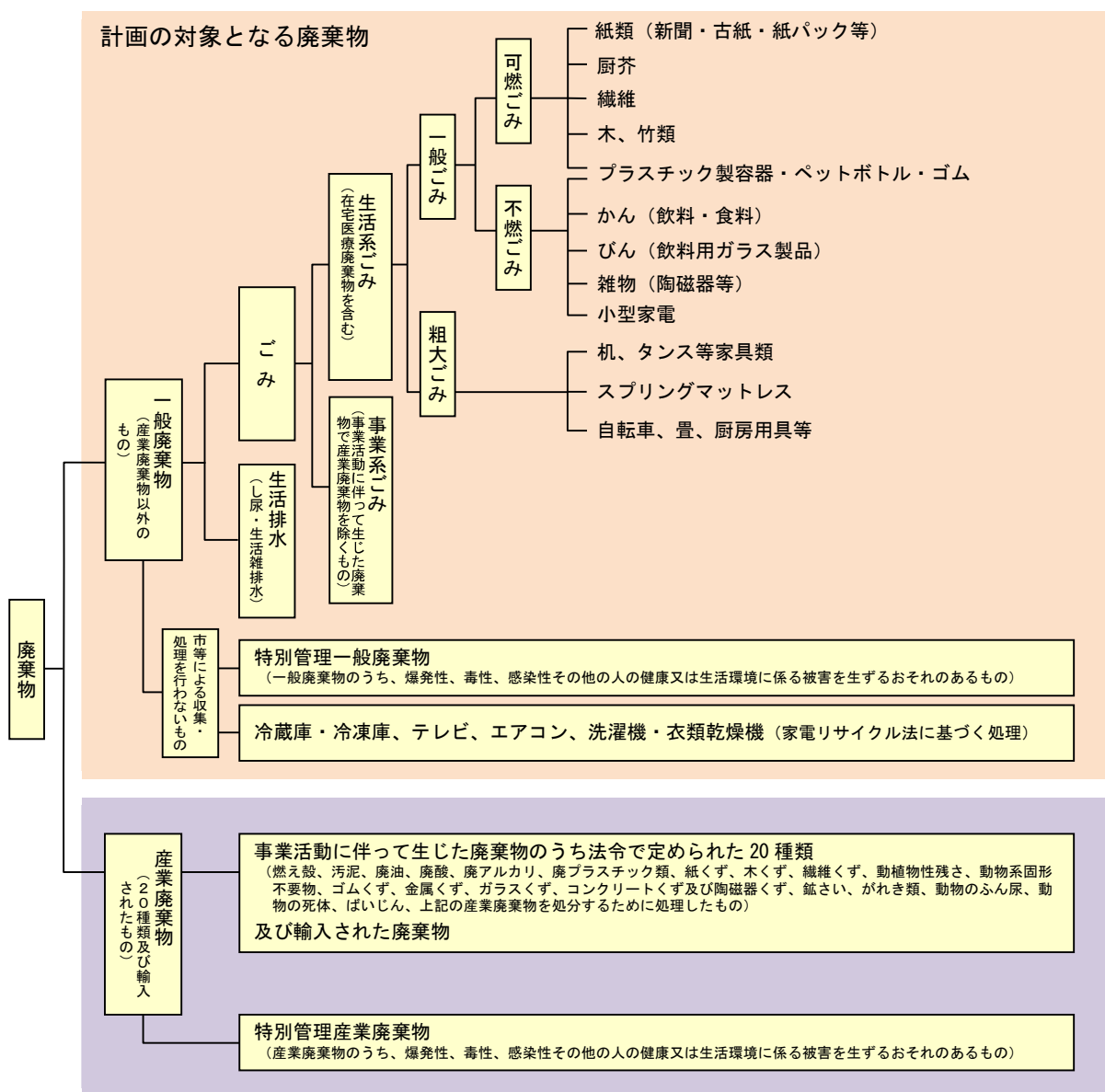


資図 3-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

(3) 廃棄物の区分

廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったもののことであり、廃棄物処理法ではごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものとしています。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではありません。

資図 3-5 廃棄物の区分

(4) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、主に家庭から発生する生活系ごみ、事務所や飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみも含まれます。また、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、生活排水（し尿や生活雑排水、浄化槽汚泥）も一般廃棄物となります。

(5) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法で定められた 6 種類と政令で定められた 14 種類の合計 20 種類の廃棄物のことです。

産業廃棄物には特定の業種に限るもの（下表の業種限定欄の「有」）と全ての事業活動に伴うもの（空欄）があります。業種限定の項目が空欄となっている廃棄物の種類については、原則として産業廃棄物となり、事業者自らが処理等を行う必要があります。

資表 3-4 産業廃棄物の種類

	種類	内容	業種限定
法律	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12. ゴムくず	天然ゴムくず	
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

(6) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成4年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。

それぞれ、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」に区分されています。

資表 3-5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	特定有害産業廃棄物 廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
	廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和5年版）環境省

①PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていましたが、平成24年の法改正により令和9年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われました。

また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

資表 3-6 PCB廃棄物の保管状況

（令和4年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器（トランス）	76	約 360 台	11,686	約 35,000 台	523	約 1,300 台
コンデンサー（3kg 以上）	2,464	約 7,000 台	4,453	約 17,000 台	530	約 2,400 台
コンデンサー（3kg 未満）	992	約 440,000 台	1,686	約 73,000 台	213	約 16,000 台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	— 台	186	約 97,000 台	11	32 台
安定器	4,751	約 820,000 個	494	約 35,000 個	339	約 33,000 個
PCBを含む油	174	約 100 トン	1,683	約 8,300 トン	40	約 10 トン
感圧複写紙	11	約 3 トン	51	約 360 トン	0	0 トン
ウエス	315	約 99 トン	1,019	約 180 トン	49	約 5 トン
OFケーブル	—	— トン	53	約 1,100 トン	0	0 トン
汚泥	35	約 150 トン	178	約 17,000 トン	16	約 240 トン
塗膜	4	約 3 トン	467	約 1,400 トン	4	約 0.21 トン
その他の機器	103	約 18,000 台	2,368	約 13,000 台	110	約 320 台
その他	605	約 630 トン	2,850	約 9,400 トン	143	約 65 トン

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和3年度）について」環境省

資表 3-7 PCB使用製品の所有状況

（令和4年3月31日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器（トランス）	13	16 台	9,856	約 40,000 台	1,249	約 3,200 台
コンデンサー（3kg 以上）	132	約 440 台	1,012	約 5,500 台	1,621	約 3,300 台
コンデンサー（3kg 未満）	51	約 4,500 台	335	約 5,500 台	142	約 1,800 台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	— 台	88	約 4,300 台	7	8 台
安定器	587	約 22,000 個	—	— 個	101	約 2,000 個
PCBを含む油	7	約 3kg	100	約 210,000kg	4	約 350kg
感圧複写紙	1	約 120kg	0	0kg	0	0kg
ウエス	2	約 120kg	1	約 0.10kg	0	0kg
OFケーブル	—	— kg	70	約 330,000kg	0	0kg
汚泥	0	0kg	2	約 0.06kg	0	0kg
塗膜	0	0kg	242	約 810,000kg	3	0kg
その他の機器	8	46 台	1,230	約 6,200 台	149	約 580 台
その他	12	約 2,000kg	346	約 5,800,000kg	34	約 2,000kg

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和3年度）について」環境省

②ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

ダイオキシン類対策は平成 11 年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成 11 年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の 2 つを基に進められています。

資表 3-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における 削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		平成9年における量	平成15年における量	令和3年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	52
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	19
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	13
(3) 小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	—	37	11
(4) 小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16	700~1,153	35~60	8.8
2 産業分野	70	470	150	44
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	81.5	23.8
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	4.9
(3) 亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	1.2
(4) アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	7.5
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.3
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.1
合 計	176	7,676~8,129	369~395	96.1

注1：平成9年及び平成15年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、令和3年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、平成 24 年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和5年版）環境省

③感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物」とされています。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

資表 3-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

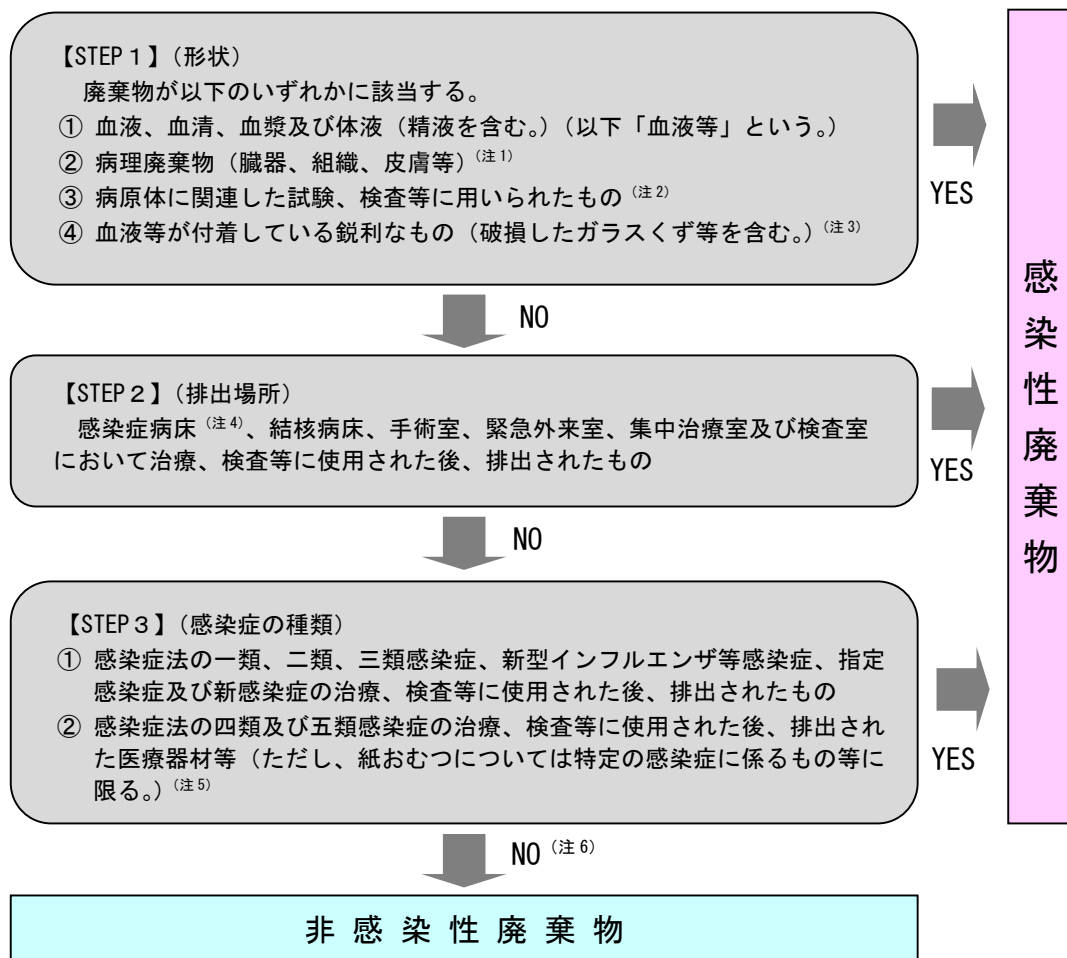
種類	例
産業廃棄物	燃え殻
	汚 泥
	廃 油
	廃 酸
	廃アルカリ
	廃プラスチック類
	ゴムくず
	金属くず
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	ばいじん
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省

資表 3-10 感染性廃棄物の判断基準

1 形状の観点 (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。） (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等） (3) 血液等が付着した鋭利なもの (4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの 2 排出場所の観点 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの 3 感染症の種類の観点 (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの (2) 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。） 通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。 なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1）ホルマリン固定臓器等を含む。

（注2）病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省

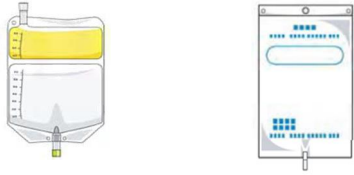
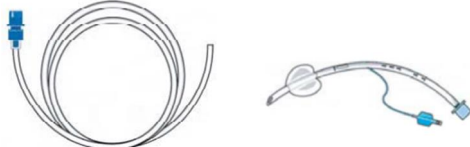
資図 3-6 感染性廃棄物の判断フロー

(7) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしています。

資表 3-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染等への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意※1
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒 (針以外の部分)	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全な仕組みをもつもの	ペン型自己注射針	 (針ケース装着時)	○※2
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成 20 年 3 月）環境省

(8) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっています。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、平成3年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものです。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるものです。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について適正な処理を確保してもらいたいとされています。

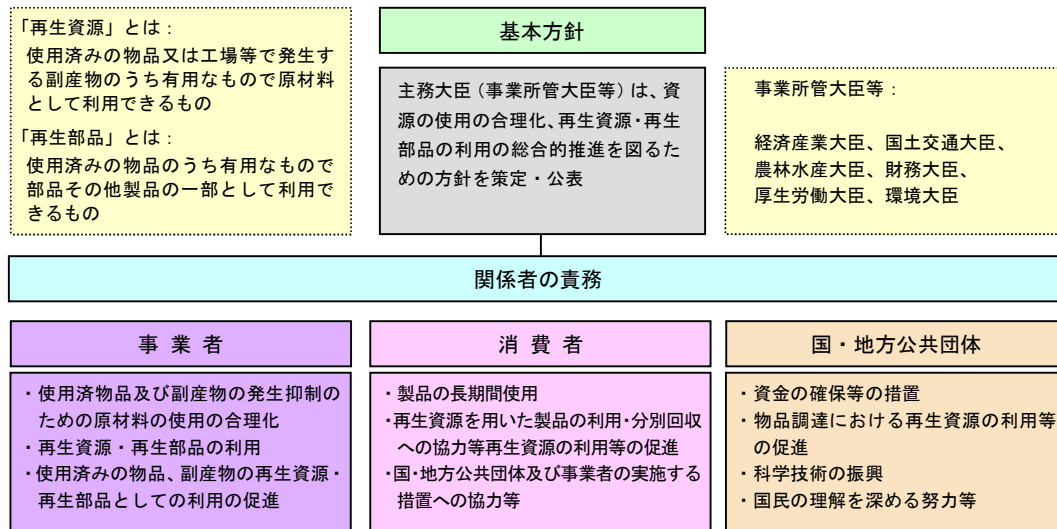
指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

- ①廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ②廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④廃スプリングマットレス

4. 資源有効利用促進法

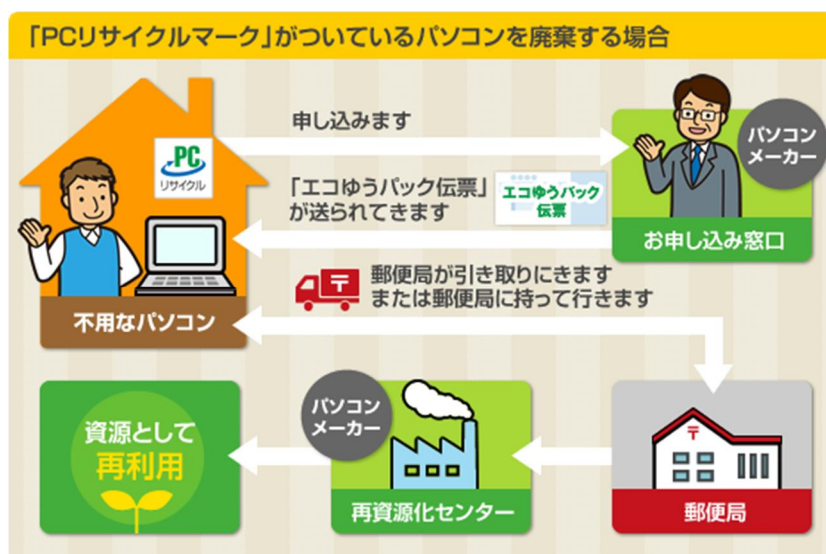
正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立、平成13年4月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者には一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。



資料：「循環型社会白書」（平成18年版）環境省

資図 3-7 資源有効利用促進法の概要



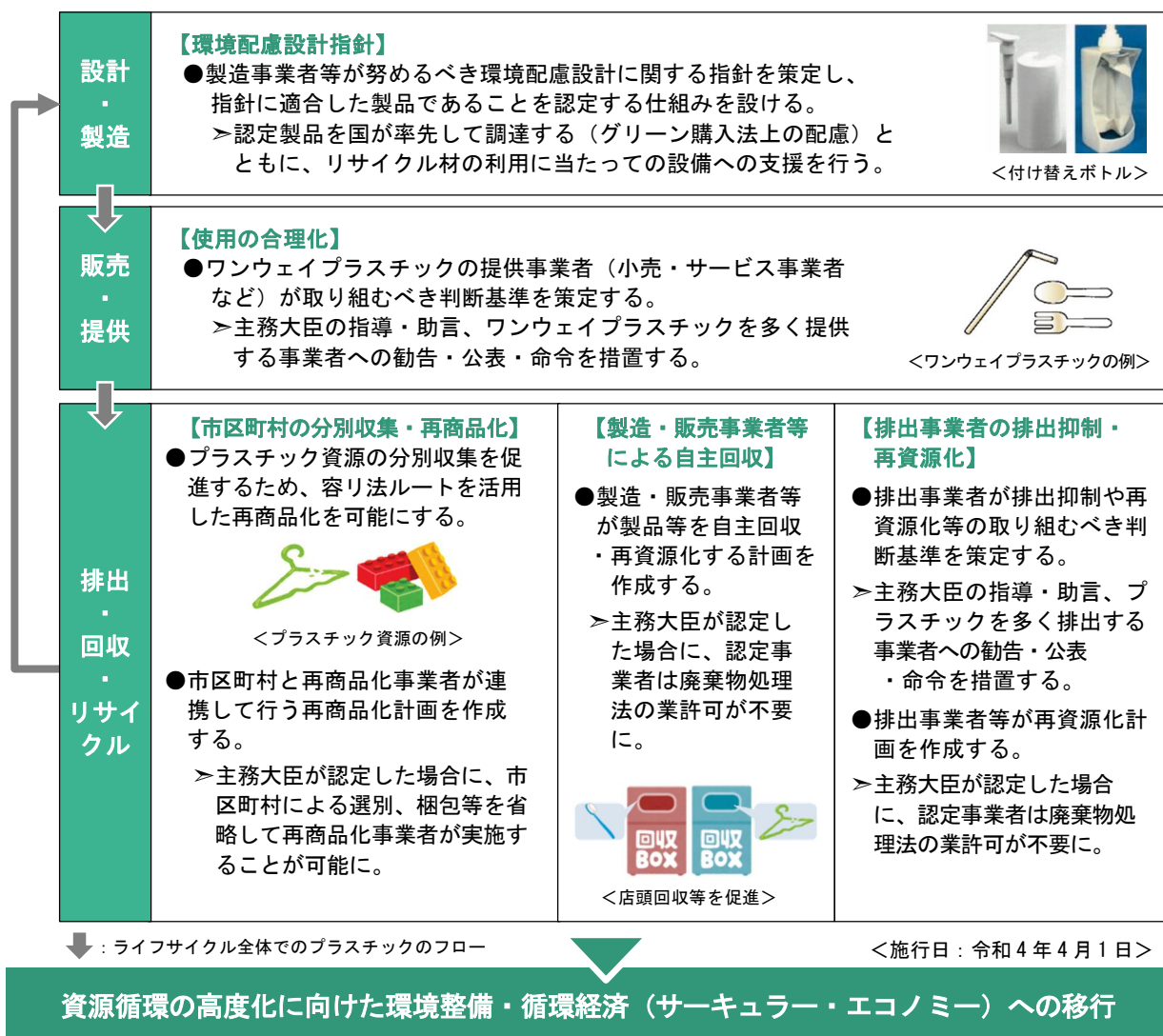
資料：「一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ」（<https://www.pc3r.jp>）

資図 3-8 パソコンリサイクルの流れ

5. プラスチック資源循環法

正式な名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行された法律です。

この法律では、海洋プラスチックごみや気候変動等の問題に密接に関係するプラスチックについて、使用の抑制や合理化、資源として循環すること等を促進することによって、これらの諸問題に対応していくことを目的としています。



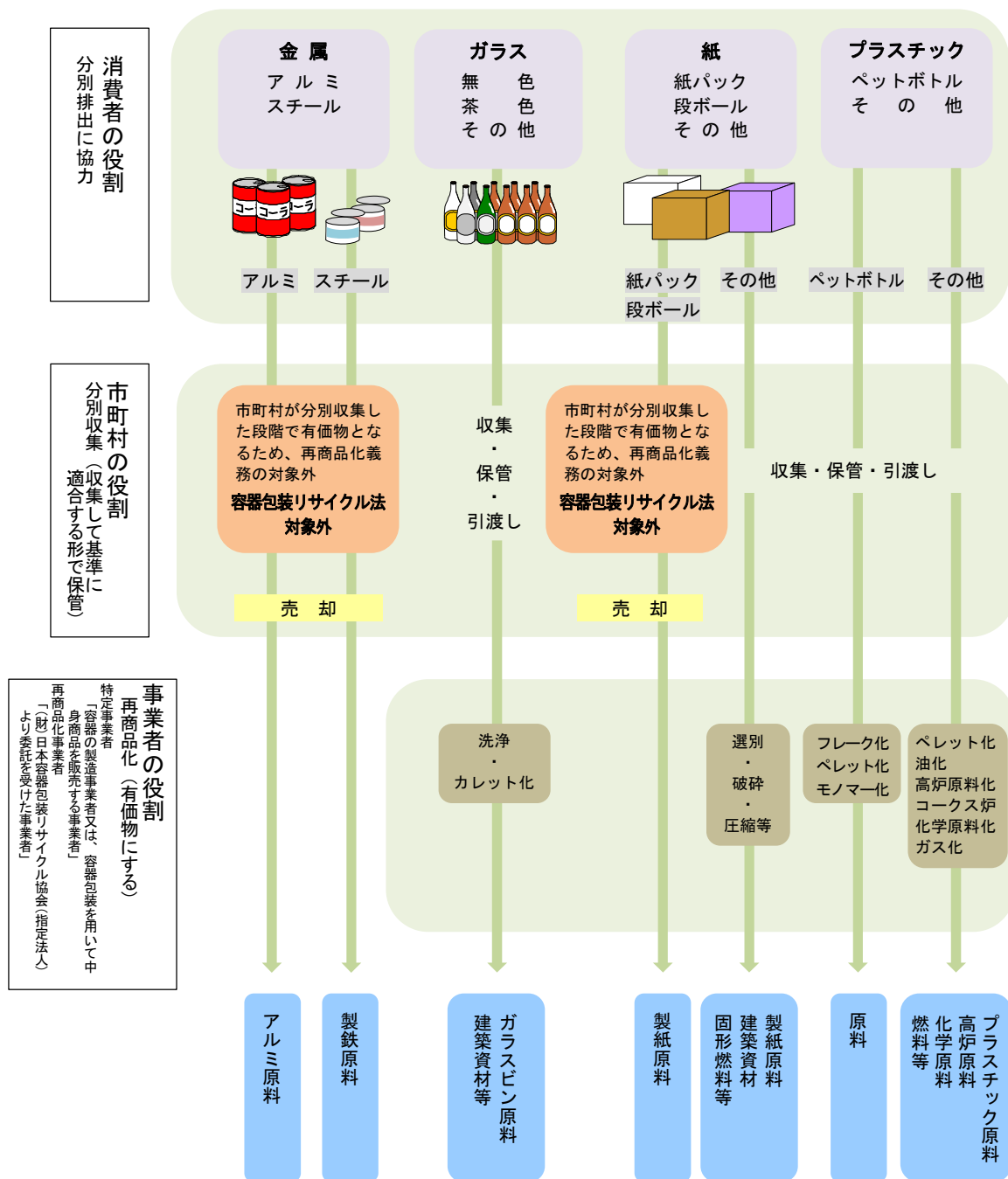
資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」環境省

資図 3-9 プラスチック資源循環法の流れ

6. 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。



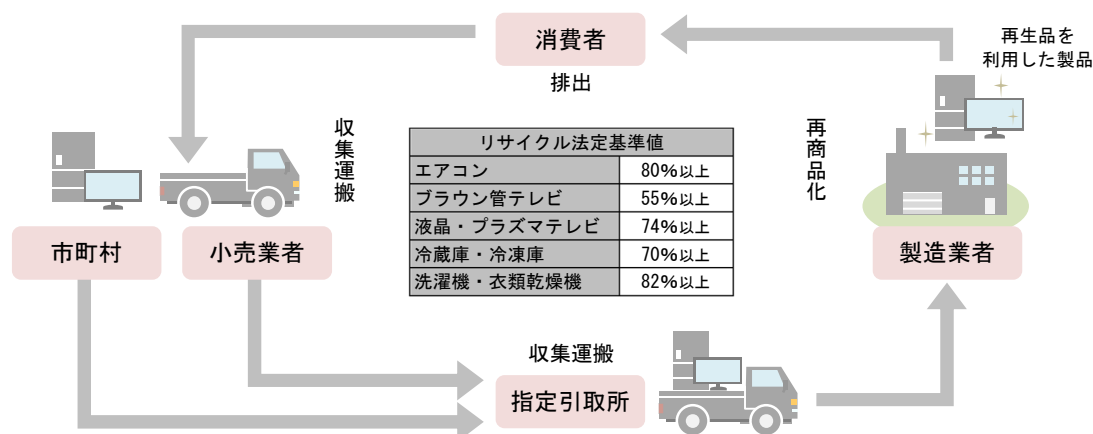
資図 3-10 容器包装リサイクル法の流れ

7. 家電リサイクル法

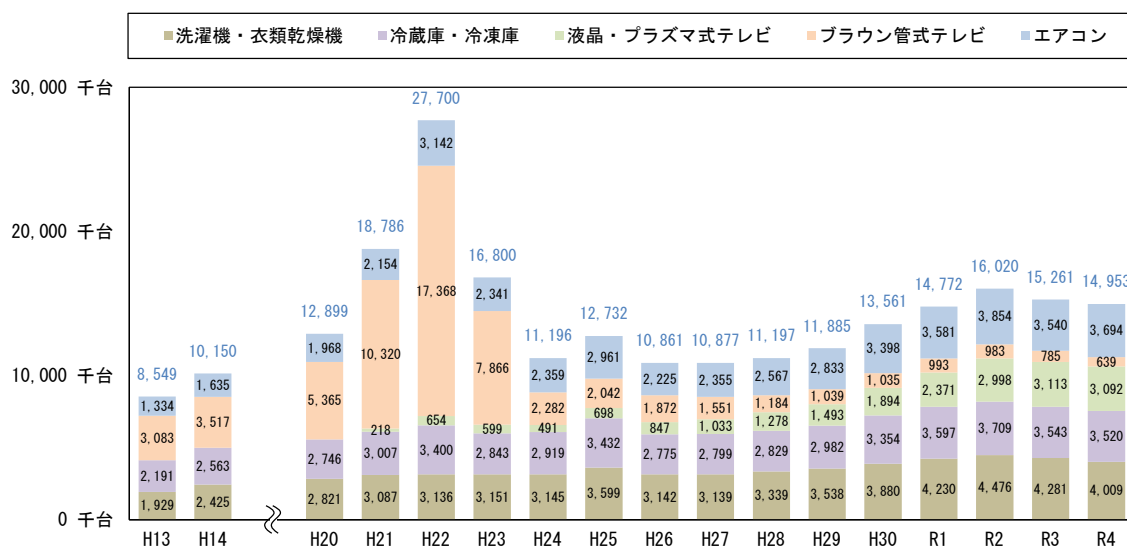
正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律です。

家庭用電化製品の中でも特にエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目はリサイクルする必要性が高く、その製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

平成 21 年 4 月 1 日より液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加され、また、平成 23 年の地上デジタル放送化に伴い、平成 21 年～平成 22 年の間にブラウン管テレビの引取台数が増加しています。



資図 3-11 家電リサイクル法におけるリサイクルの流れ



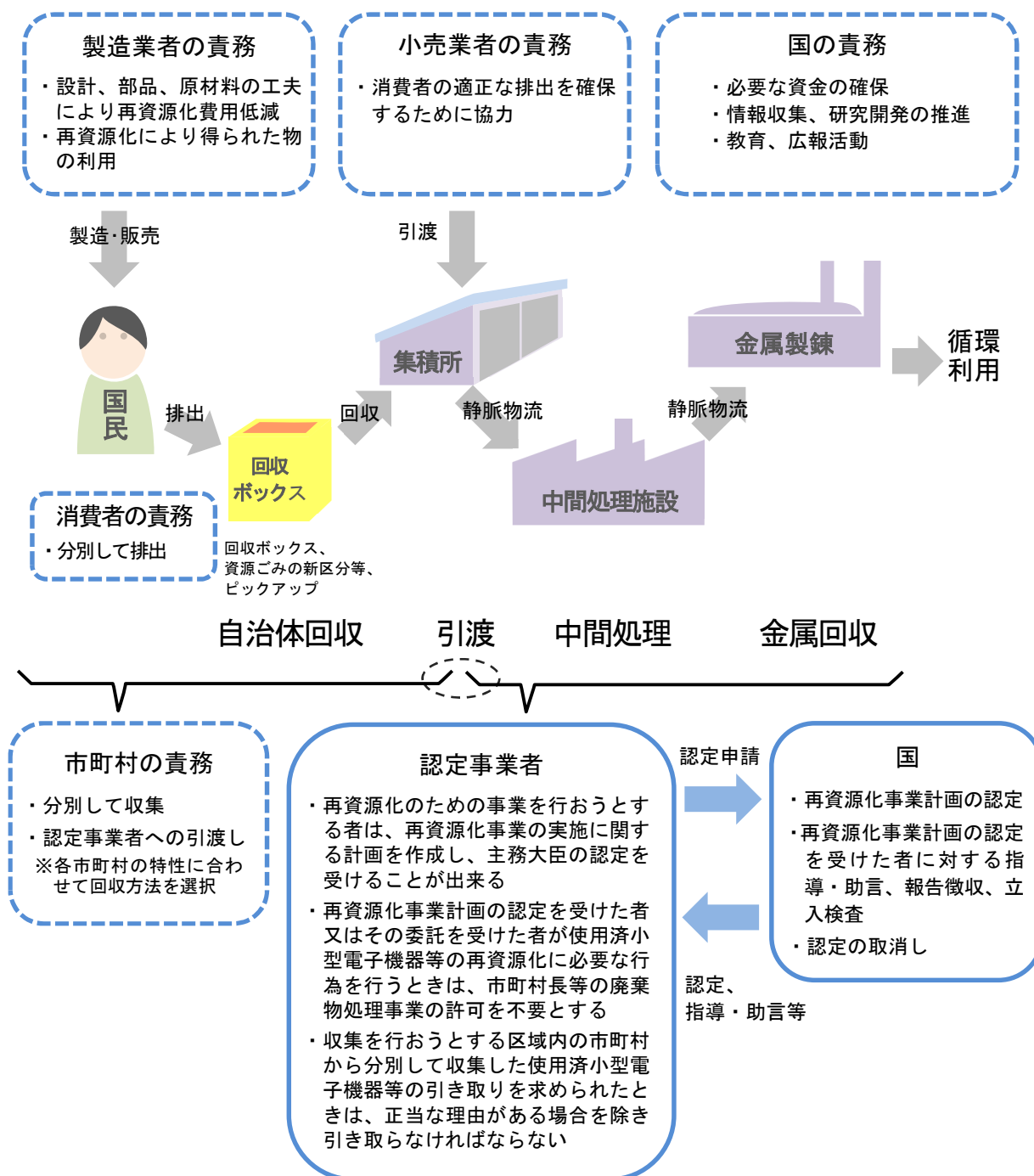
資料：「家電リサイクル 年次報告書」（2022 年（令和 4 年）度版〔第 22 期〕）一般財団法人家電製品協会

資図 3-12 指定引取場所における引取台数の推移

8. 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 24 年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。



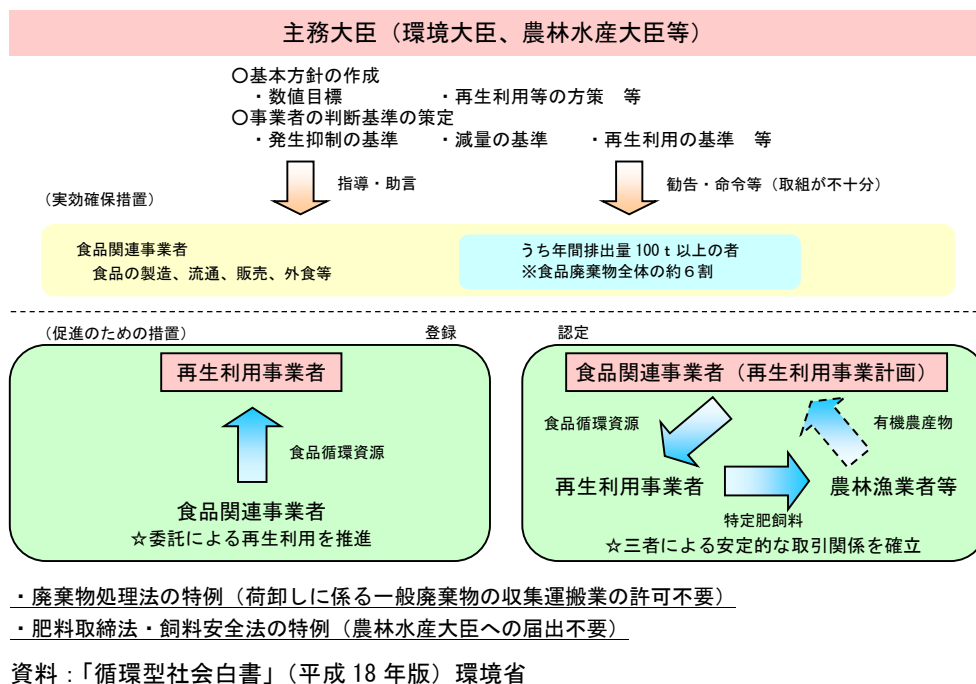
資料：「小型家電リサイクル法 法律の概要」環境省

資図 3-13 小型家電リサイクル法の概要

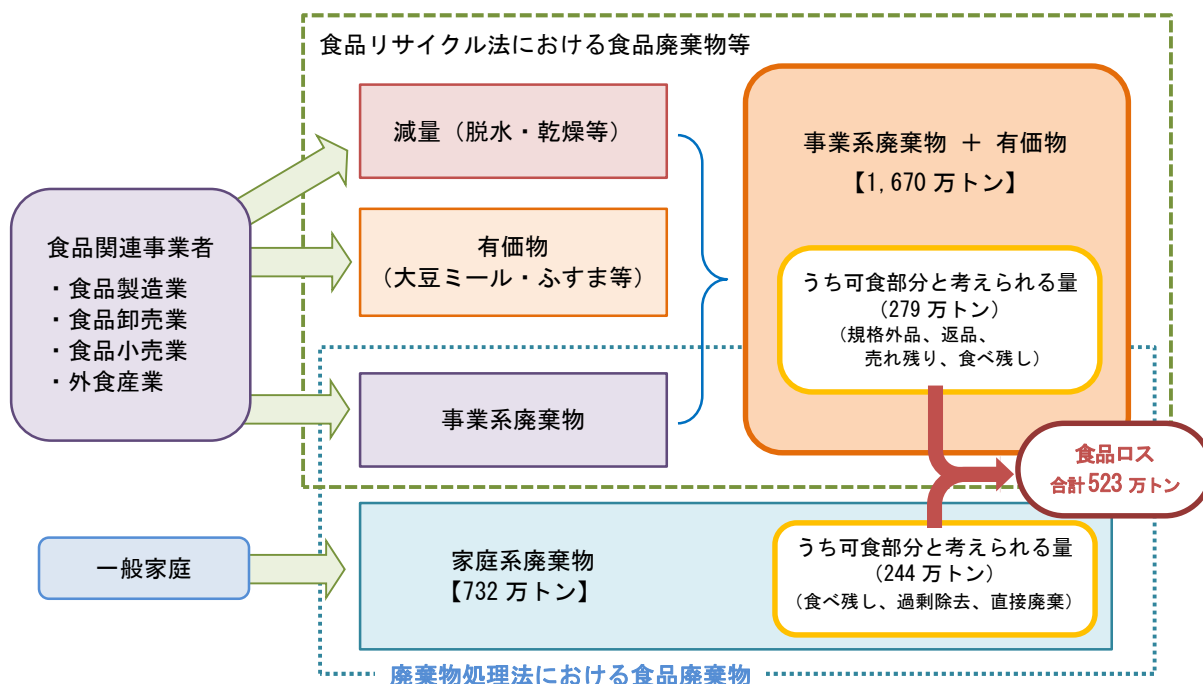
9. 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



資図 3-14 食品リサイクル法の仕組み



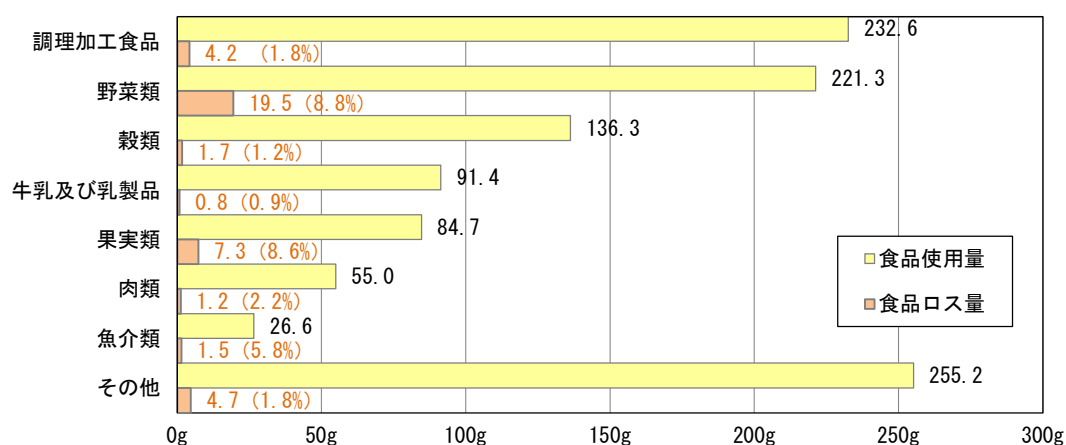
資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和 3 年度推計）」（令和 5 年 11 月時点版）農林水産省

資図 3-15 食品廃棄物等の発生量（令和 3 年度推計値）

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査」（平成 26 年度）における主な食品別の世帯食※1 人 1 日当たり食品使用量及び世帯食 1 人 1 日当たり食品ロス量を以下に示します。

世帯食 1 人 1 日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっています。世帯食 1 人 1 日当たりの食品ロスは全体で 40.9g となっており、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっています。なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は 3.7% となっています。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含みます。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除きます。



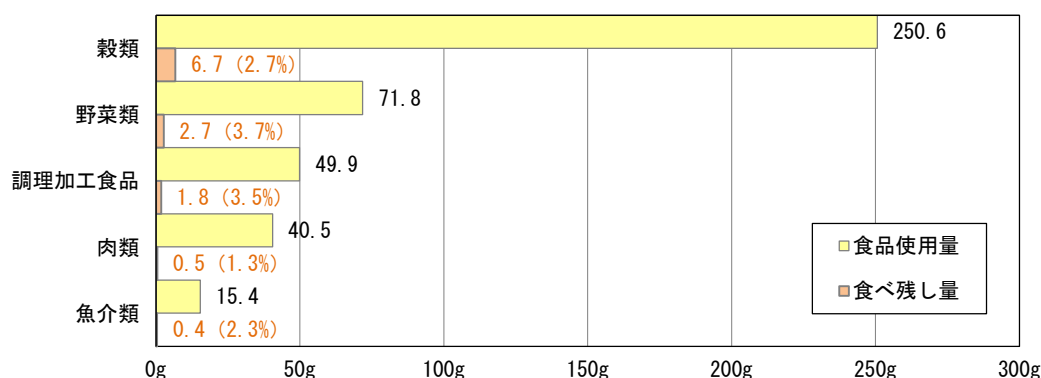
※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものです。

資料：「食品ロス統計調査・世帯調査」（平成 26 年度）農林水産省

資図 3-16 主な食品別の食品使用量及び食品ロス量（世帯食 1 人 1 日当たり）

「食品ロス統計調査・外食調査」（平成 27 年度）の「食堂・レストラン」における 1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量の割合を以下に示します。

1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっています。



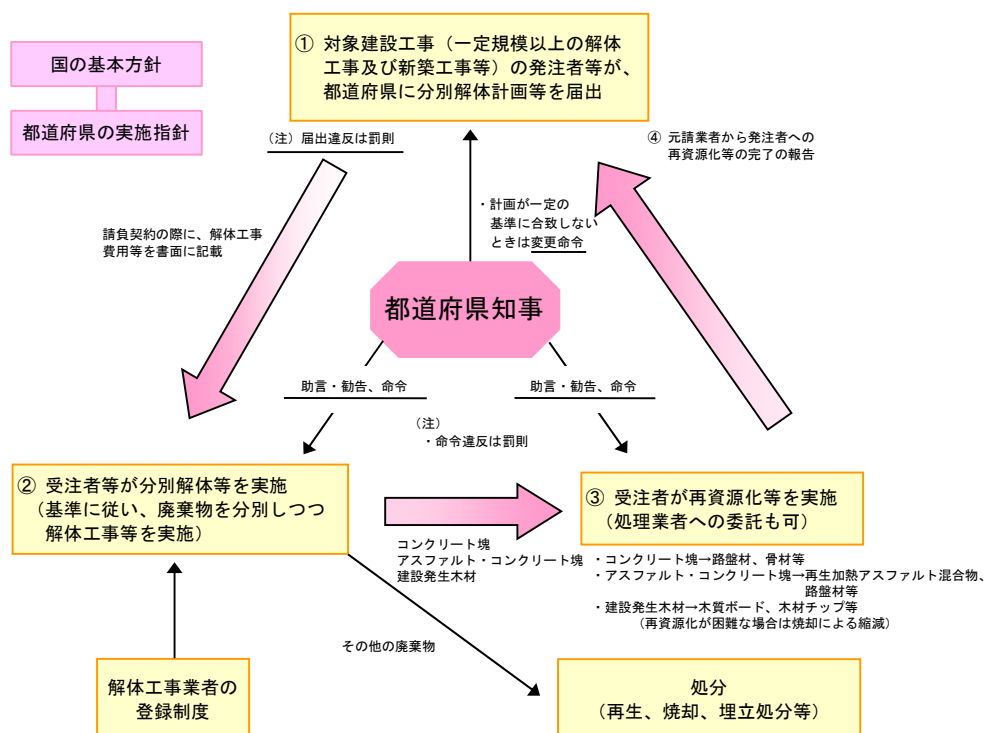
資料：「食品ロス統計調査・外食調査」（平成 27 年度）農林水産省

資図 3-17 主な食品別の 1 食当たりの食べ残し状況（食堂・レストラン）

10. 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。



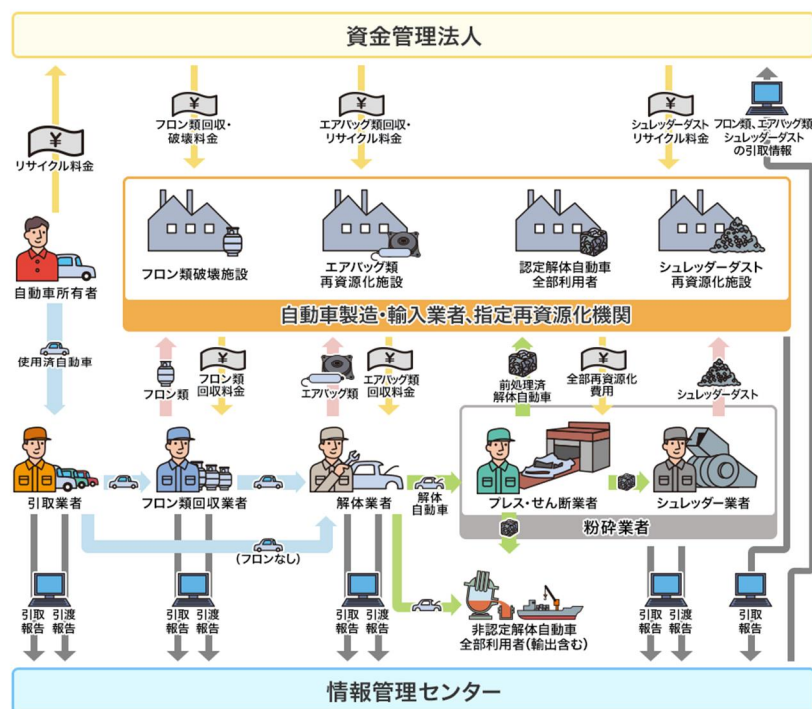
資料：「環境省ホームページ」（<https://www.env.go.jp>）

資図 3-18 建設リサイクル法の概要

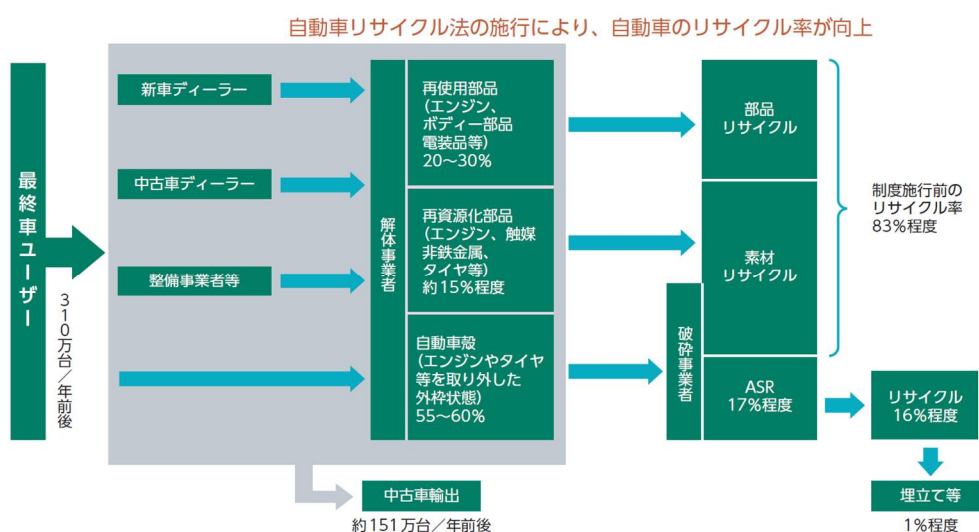
11. 自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成 14 年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。

資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

資図 3-19 自動車リサイクル法の仕組み



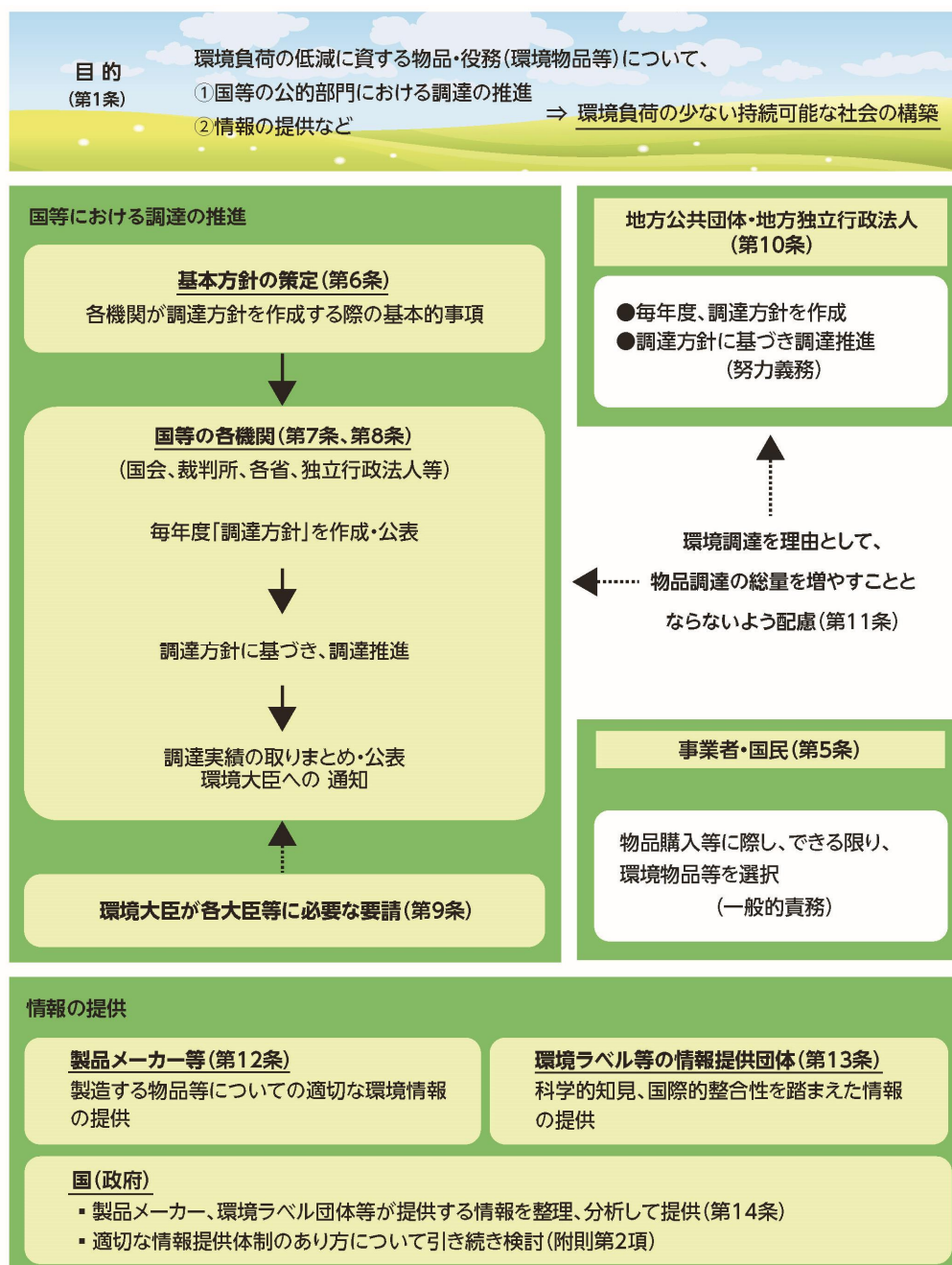
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」（平成30年版）環境省

資図 3-20 使用済自動車処理のフロー

12. グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：「グリーン購入法パンフレット」（平成 29 年 2 月）環境省

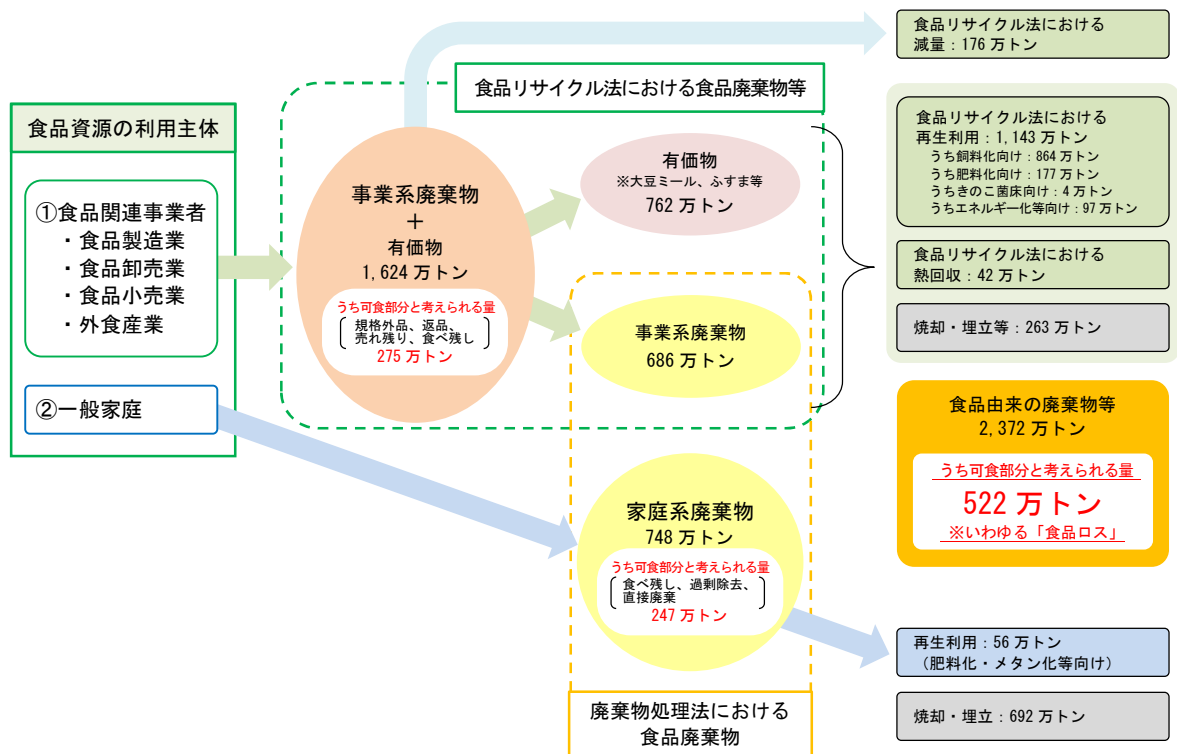
資図 3-21 グリーン購入法の仕組み

13. 食品ロス削減推進法

正式な名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元年 5 月 31 日に公布、令和元年 10 月 1 日に施行された法律です。

この法律では、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間 520 万トン以上（令和 2 年度）、県内では 6.1 万トン以上（令和 4 年度）が発生しているといわれています。県内の食品ロスは 1 人 1 日あたりに換算すると約 115 グラムに相当し、お茶碗 1 杯分のごはんの量に近い量が捨てられていることになっています。



資料：・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第 9 条第 1 項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成 29 年度）」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。
・家庭系食品ロスについては、「令和 3 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。

注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

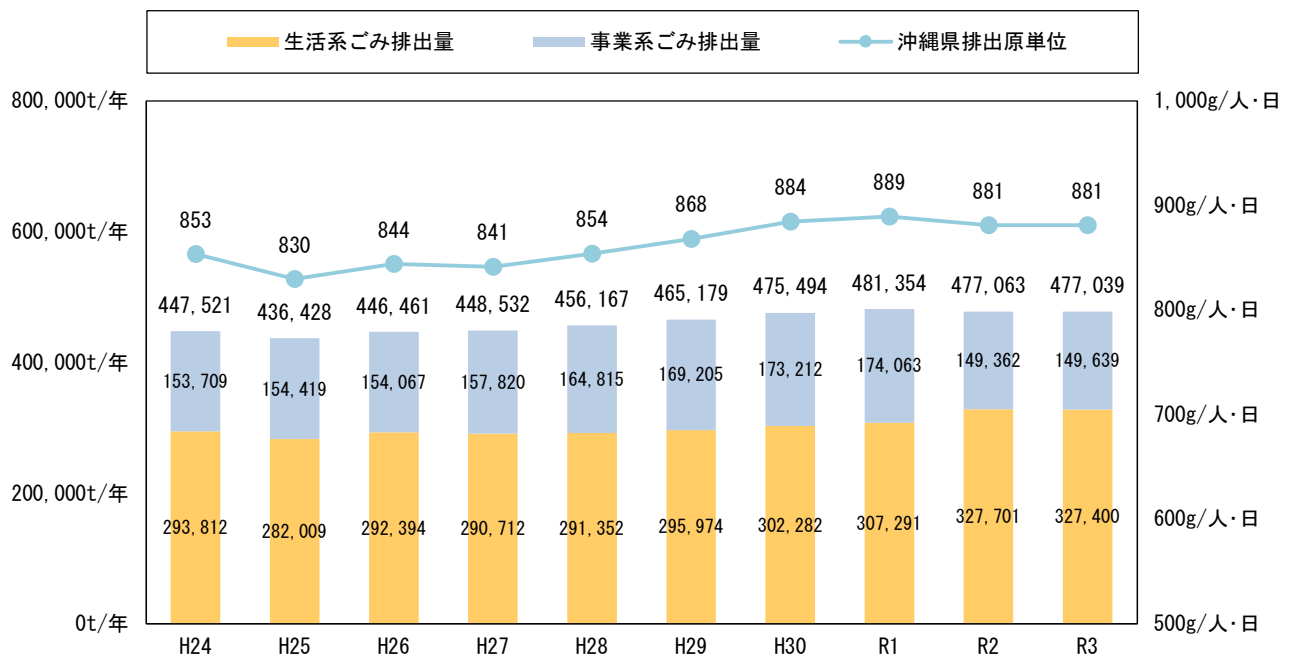
資図 3-22 食品廃棄物等の利用状況等（令和 2 年度推計）

資料 4 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

1. ごみ処理状況

(1) ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

沖縄県全域で排出されるごみの量は、令和3年度実績では、ごみ総排出量が477,039トン/年、1人1日当たりのごみ排出量は881グラム/人・日となっています。



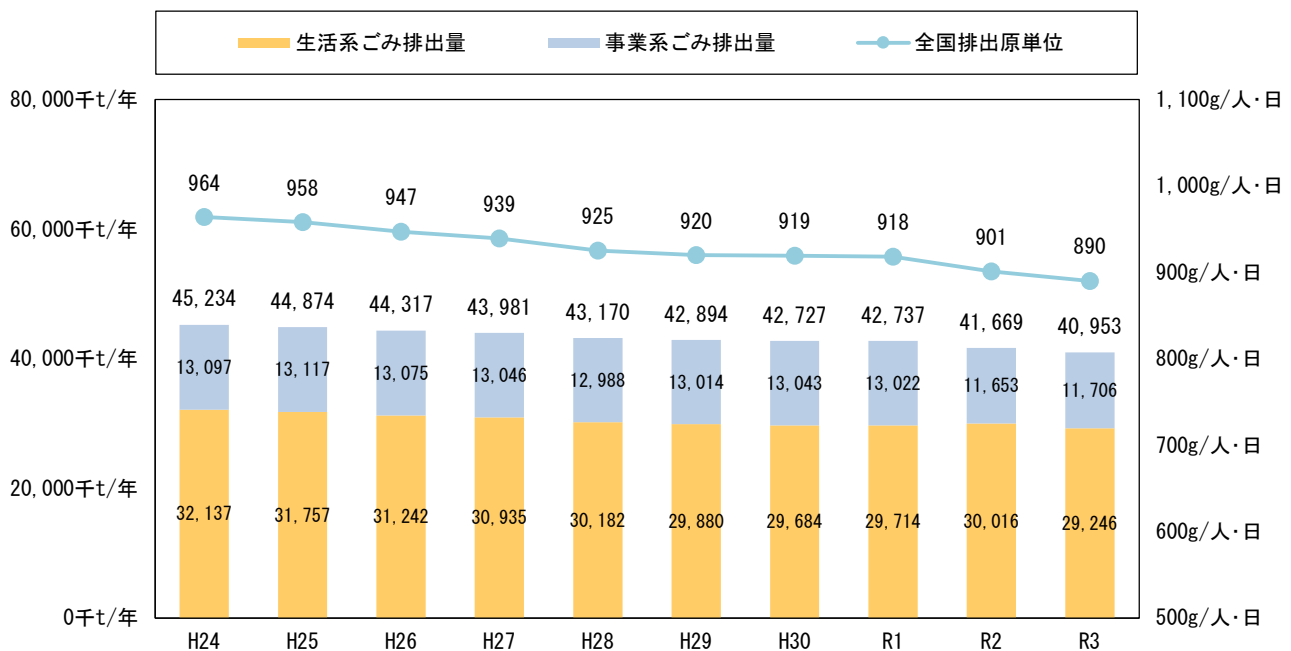
資図 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

資表 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 排出量 (t/年)	事業系ごみ 排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成24年度		1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
平成25年度		1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
平成26年度		1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
平成27年度		1,456,739	448,532	290,712	157,820	841
平成28年度		1,464,056	456,167	291,352	164,815	854
平成29年度		1,468,395	465,179	295,974	169,205	868
平成30年度		1,473,076	475,494	302,282	173,212	884
令和元年度		1,478,957	481,354	307,291	174,063	889
令和2年度		1,483,600	477,063	327,701	149,362	881
令和3年度		1,484,154	477,039	327,400	149,639	881

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国で排出されるごみの量は、令和3年度実績では、ごみ総排出量が4,095万トン/年、1人1日当たりのごみ排出量は890グラム/人・日となっています。



資図 4-2 全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

資表 4-2 全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (千人)	ごみ総排出量 (千t/年)	生活系ごみ 排出量 (千t/年)	事業系ごみ 排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成24年度		128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成25年度		128,394	44,874	31,757	13,117	958
平成26年度		128,181	44,317	31,242	13,075	947
平成27年度		128,039	43,981	30,935	13,046	939
平成28年度		127,924	43,170	30,182	12,988	925
平成29年度		127,718	42,894	29,880	13,014	920
平成30年度		127,438	42,727	29,684	13,043	919
令和元年度		127,156	42,737	29,714	13,022	918
令和2年度		126,740	41,669	30,016	11,653	901
令和3年度		126,068	40,953	29,246	11,706	890

(注)

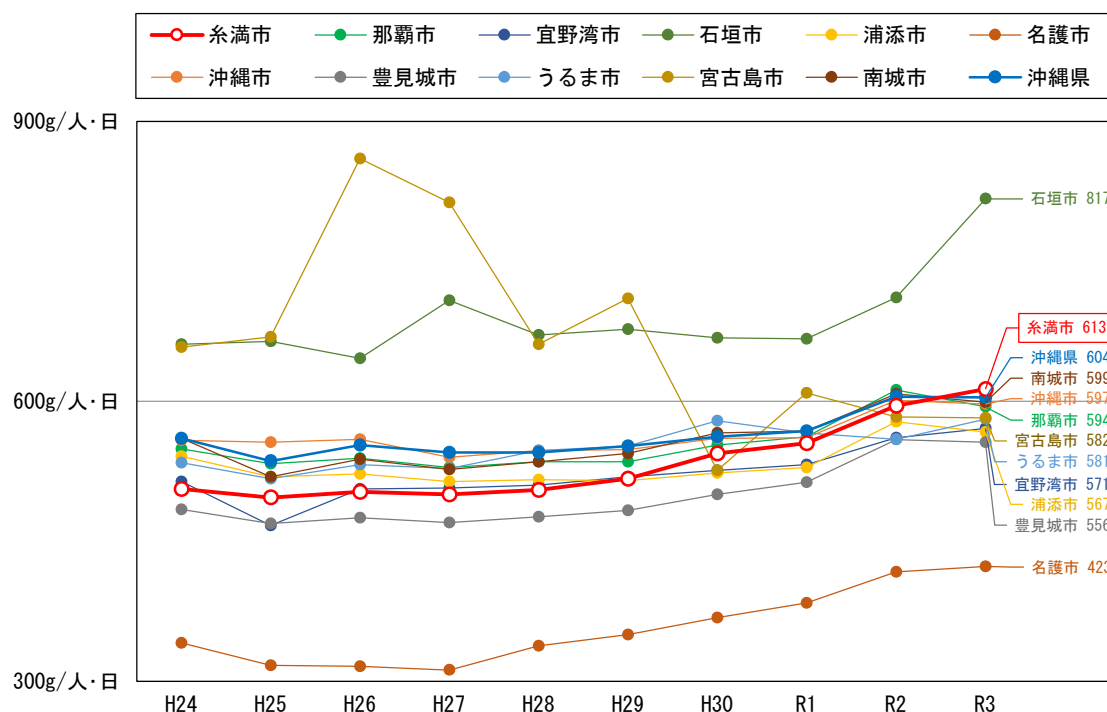
- 四捨五入によりごみ総排出量と生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計が一致しない場合があります。
- 総人口には外国人人口を含んでいます。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和3年度版）環境省

(2) 沖縄県内 11 市のごみ排出量等の状況

①生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量

沖縄県内 11 市の生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移を以下に示します。



資図 4-3 沖縄県内 11 市の生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移

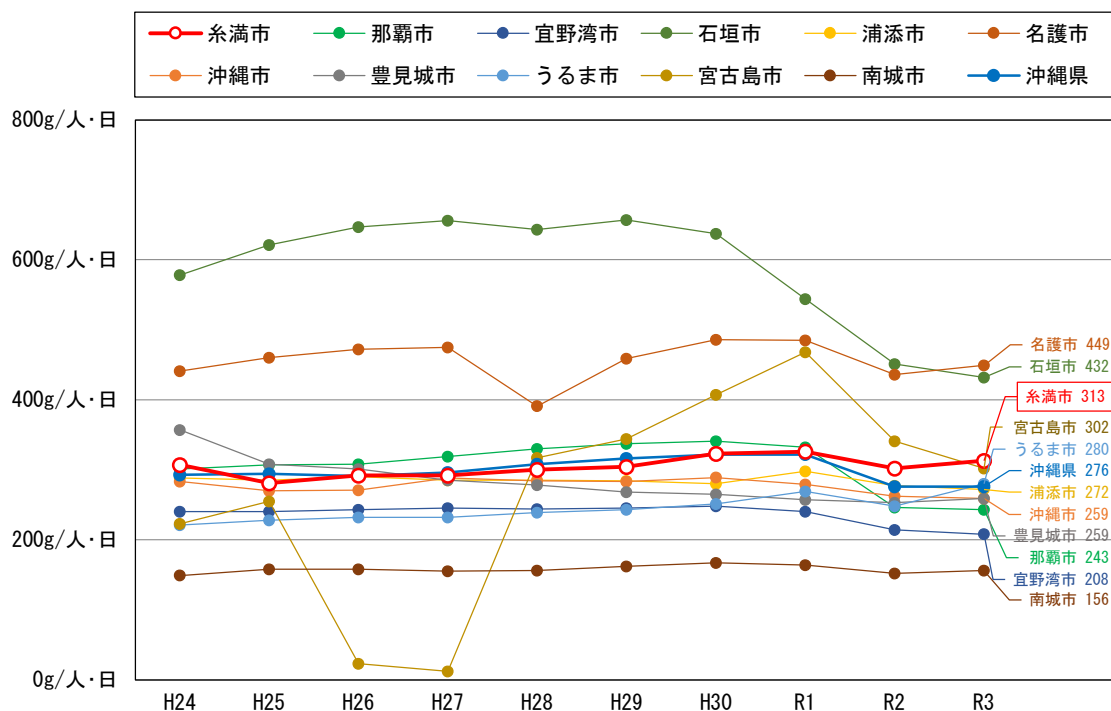
資表 4-3 沖縄県内 11 市の生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量の推移 (単位: g/人・日)

年度 市名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
糸満市	506	497	503	500	505	517	544	555	595	613
那覇市	549	533	539	529	535	535	553	562	612	594
宜野湾市	514	467	506	507	510	519	526	532	561	571
石垣市	661	664	646	708	671	677	668	667	711	817
浦添市	541	519	522	514	516	515	523	529	578	567
名護市	341	317	316	312	338	350	368	384	417	423
沖縄市	558	556	559	540	547	548	560	561	601	597
豊見城市	484	469	475	470	476	483	500	513	559	556
うるま市	534	517	532	528	547	552	579	566	559	581
宮古島市	658	669	860	813	661	710	526	609	583	582
南城市	560	519	538	527	535	544	566	568	608	599
沖縄県	560	536	553	545	545	552	562	568	605	604

資料: 「一般廃棄物処理実態調査」環境省

②事業系ごみの１人１日当たり排出量

沖縄県内 11 市の事業系ごみの１人１日当たり排出量の推移を以下に示します。



資図 4-4 沖縄県内 11 市の事業系ごみの１人１日当たり排出量の推移

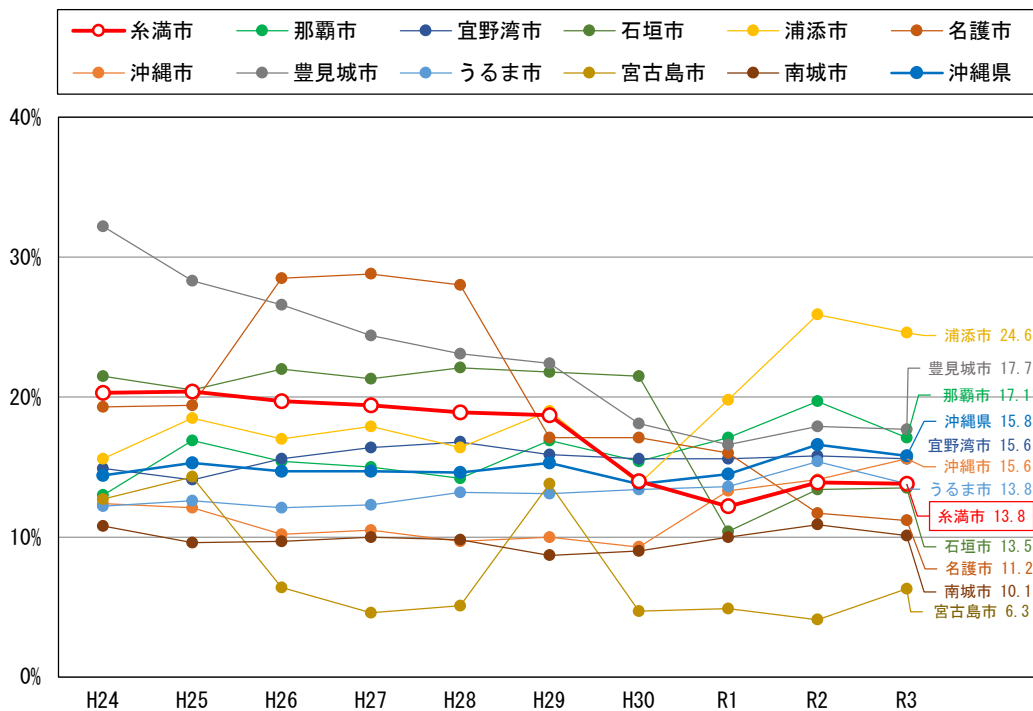
資表 4-4 沖縄県内 11 市の事業系ごみの１人１日当たり排出量の推移（単位：g/人・日）

年度 市名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
糸満市	307	281	292	292	300	304	323	326	302	313
那覇市	301	307	308	319	330	337	341	332	246	243
宜野湾市	240	240	243	245	244	245	248	240	214	208
石垣市	578	621	647	656	643	657	637	544	451	432
浦添市	288	285	290	285	285	284	280	298	277	272
名護市	441	460	472	475	391	459	486	485	436	449
沖縄市	283	270	271	288	284	283	289	279	262	259
豊見城市	357	308	301	285	278	268	265	257	253	259
うるま市	221	228	232	232	239	243	251	269	248	280
宮古島市	223	255	23	12	317	344	407	468	341	302
南城市	149	158	158	155	156	162	167	164	152	156
沖縄県	293	294	291	296	308	316	322	322	276	276

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

③リサイクル率

沖縄県内 11 市のリサイクル率の推移を以下に示します。



資図 4-5 沖縄県内 11 市のリサイクル率の推移

資表 4-5 沖縄県内 11 市のリサイクル率の推移

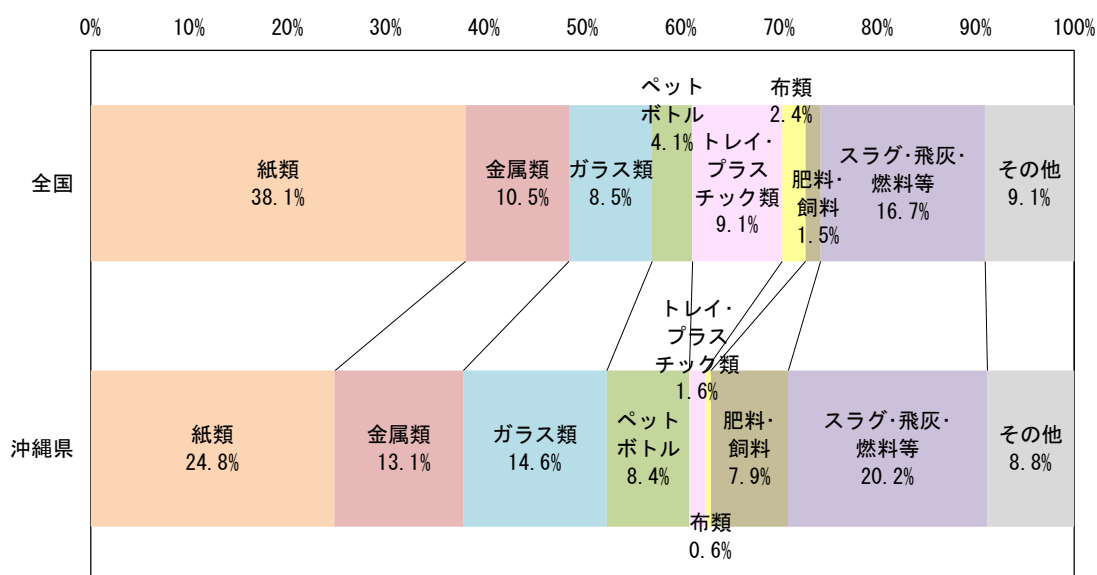
(単位: %)

年度 市名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
糸満市	20.3	20.4	19.7	19.4	18.9	18.7	14.0	12.2	13.9	13.8
那覇市	13.0	16.9	15.4	15.0	14.2	16.9	15.4	17.1	19.7	17.1
宜野湾市	14.9	14.1	15.6	16.4	16.8	15.9	15.6	15.6	15.8	15.6
石垣市	21.5	20.5	22.0	21.3	22.1	21.8	21.5	10.4	13.4	13.5
浦添市	15.6	18.5	17.0	17.9	16.4	19.0	13.8	19.8	25.9	24.6
名護市	19.3	19.4	28.5	28.8	28.0	17.1	17.1	16.0	11.7	11.2
沖縄市	12.4	12.1	10.2	10.5	9.7	10.0	9.3	13.3	14.1	15.6
豊見城市	32.2	28.3	26.6	24.4	23.1	22.4	18.1	16.6	17.9	17.7
うるま市	12.2	12.6	12.1	12.3	13.2	13.1	13.4	13.6	15.4	13.8
宮古島市	12.7	14.3	6.4	4.6	5.1	13.8	4.7	4.9	4.1	6.3
南城市	10.8	9.6	9.7	10.0	9.8	8.7	9.0	10.0	10.9	10.1
沖縄県	14.4	15.3	14.7	14.7	14.6	15.3	13.8	14.5	16.6	15.8

資料: 「一般廃棄物処理実態調査」環境省

(3) 全国と沖縄県の資源化量の品目別内訳

全国及び沖縄県における令和３年度の資源化量の割合を以下に示します。



資図 4-6 全国及び沖縄県の資源化量品目別内訳

資表 4-6 全国及び沖縄県の資源化量品目別内訳（令和３年度）

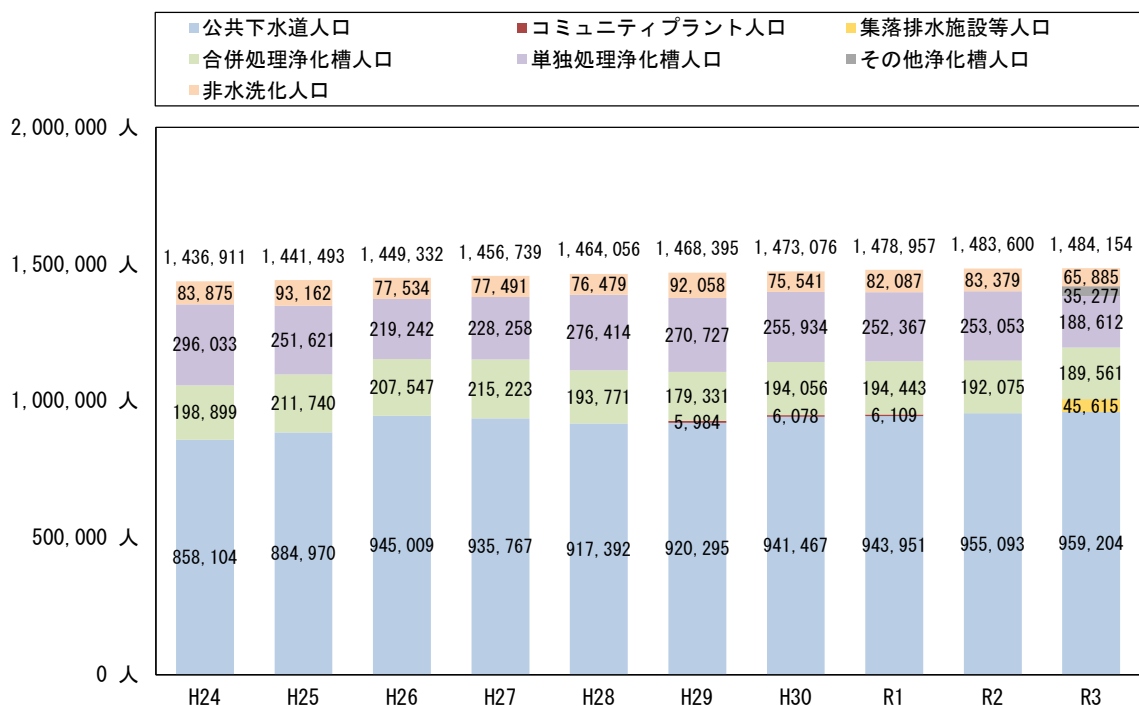
品目	区分	全国 (t/年)	沖縄県 (t/年)
紙類		3,109,662 (38.1%)	18,570 (24.8%)
金属類		857,725 (10.5%)	9,799 (13.1%)
ガラス類		689,394 (8.5%)	10,949 (14.6%)
ペットボトル		333,771 (4.1%)	6,279 (8.4%)
トレイ・プラスチック類		744,825 (9.1%)	1,212 (1.6%)
布類		193,830 (2.4%)	435 (0.6%)
肥料・飼料		125,339 (1.5%)	5,882 (7.9%)
スラグ・飛灰・燃料等		1,362,624 (16.7%)	15,168 (20.2%)
その他		739,820 (9.1%)	6,619 (8.8%)
合 計		8,156,991 (100.0%)	74,913 (100.0%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

2. し尿及び浄化槽汚泥処理状況

(1) 生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口は、令和3年度において、公共下水道人口が959,204人、集落排水施設等人口が45,615人、合併処理浄化槽人口が189,561人、単独処理浄化槽人口が188,612人、その他浄化槽人口が35,277人、非水洗化人口が65,885人となっています。



資図 4-7 沖縄県の生活排水処理人口の推移

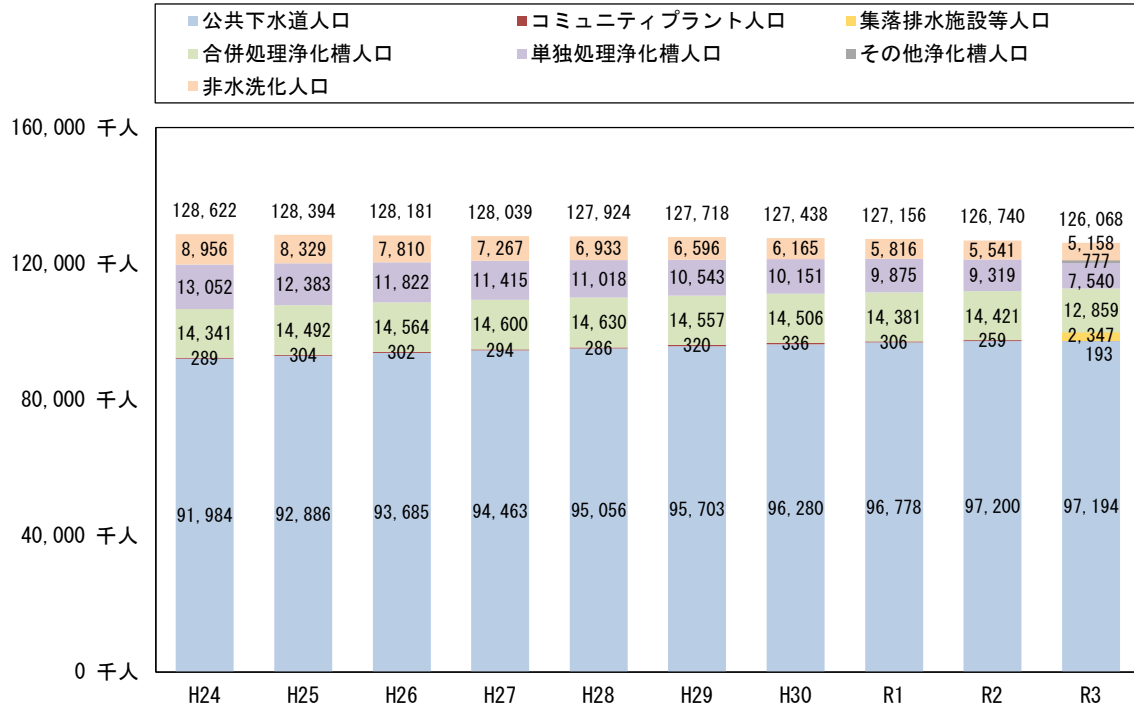
資表 4-7 沖縄県の生活排水処理人口の推移

単位：人

項目 年度	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	集落排水施設等人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	その他浄化槽人口	非水洗化人口
平成24年度	1,436,911	858,104	0	—	198,899	296,033	—	83,875
平成25年度	1,441,493	884,970	0	—	211,740	251,621	—	93,162
平成26年度	1,449,332	945,009	0	—	207,547	219,242	—	77,534
平成27年度	1,456,739	935,767	0	—	215,223	228,258	—	77,491
平成28年度	1,464,056	917,392	0	—	193,771	276,414	—	76,479
平成29年度	1,468,395	920,295	5,984	—	179,331	270,727	—	92,058
平成30年度	1,473,076	941,467	6,078	—	194,056	255,934	—	75,541
令和元年度	1,478,957	943,951	6,109	—	194,443	252,367	—	82,087
令和2年度	1,483,600	955,093	0	—	192,075	253,053	—	83,379
令和3年度	1,484,154	959,204	0	45,615	189,561	188,612	35,277	65,885

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国の生活排水処理人口は、令和3年度において、公共下水道人口が9,719万人、コミュニティプラント人口が19万人、集落排水施設等人口が235万人、合併処理浄化槽人口が1,286万人、単独処理浄化槽人口が754万人、その他浄化槽人口が78万人、非水洗化人口が516万人となっています。



資図 4-8 全国の生活排水処理人口の推移

資表 4-8 全国の生活排水処理人口の推移

単位：千人

年度	項目	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	集落排水施設等人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	その他浄化槽人口	非水洗化人口
平成 24 年度		128,622	91,984	289	—	14,341	13,052	—	8,956
平成 25 年度		128,394	92,886	304	—	14,492	12,383	—	8,329
平成 26 年度		128,181	93,685	302	—	14,564	11,822	—	7,810
平成 27 年度		128,039	94,463	294	—	14,600	11,415	—	7,267
平成 28 年度		127,924	95,056	286	—	14,630	11,018	—	6,933
平成 29 年度		127,718	95,703	320	—	14,557	10,543	—	6,596
平成 30 年度		127,438	96,280	336	—	14,506	10,151	—	6,165
令和元年度		127,156	96,778	306	—	14,381	9,875	—	5,816
令和 2 年度		126,740	97,200	259	—	14,421	9,319	—	5,541
令和 3 年度		126,068	97,194	193	2,347	12,859	7,540	777	5,158

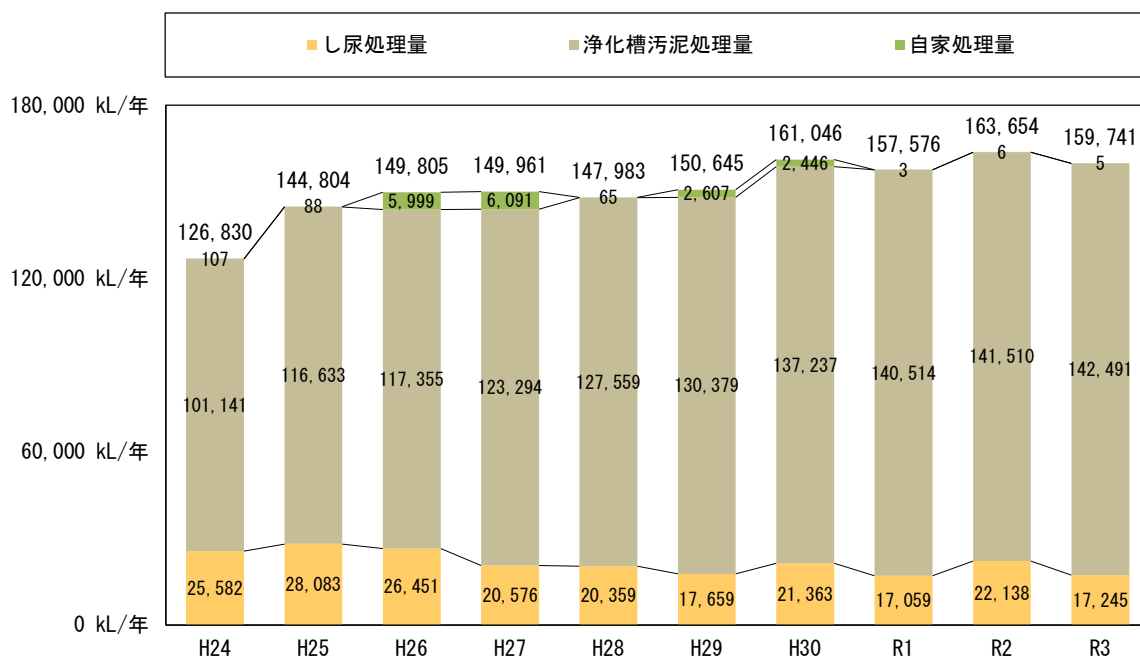
(注)

1. 四捨五入により総人口の値とそれぞれ生活排水処理人口の合計が一致しない場合があります。
2. H24～R2 の合併処理浄化槽人口等には、農業集落排水施設人口が含まれます。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和3年度版）環境省

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和3年度において、し尿処理量が17,245キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が142,491キロリットル/年、自家処理量が5キロリットル/年となっています。



資図 4-9 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

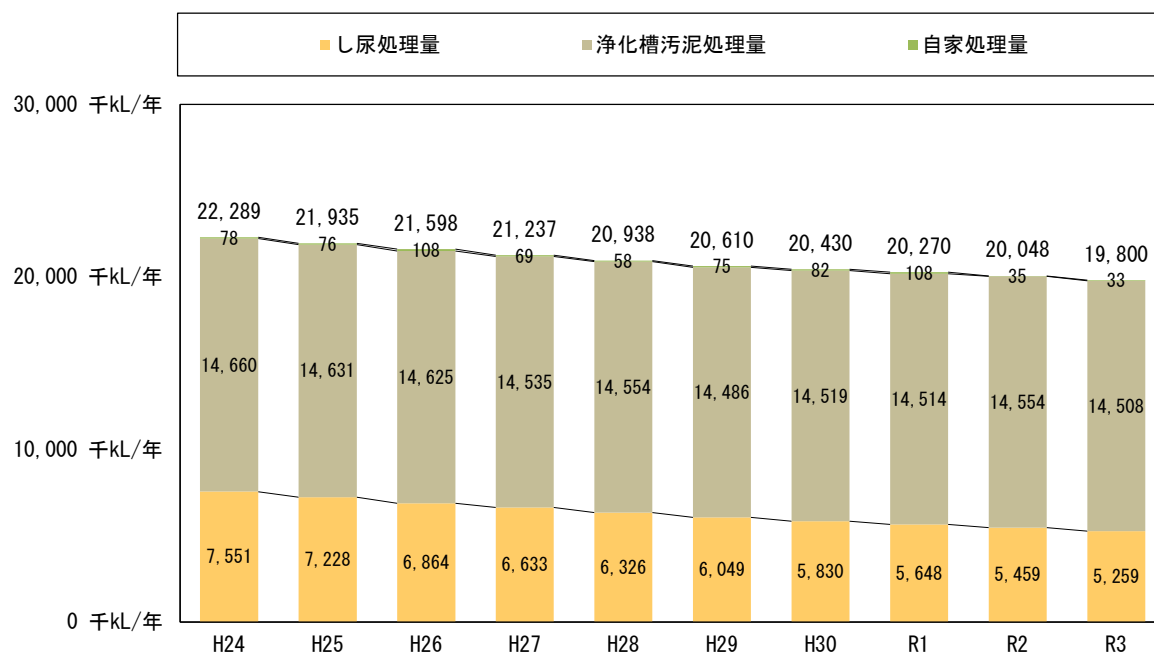
資表 4-9 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位：KL/年

年度 \ 項目	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 24 年度	25,582	101,141	107	126,830
平成 25 年度	28,083	116,633	88	144,804
平成 26 年度	26,451	117,355	5,999	149,805
平成 27 年度	20,576	123,294	6,091	149,961
平成 28 年度	20,359	127,559	65	147,983
平成 29 年度	17,659	130,379	2,607	150,645
平成 30 年度	21,363	137,237	2,446	161,046
令和元年度	17,059	140,514	3	157,576
令和 2 年度	22,138	141,510	6	163,654
令和 3 年度	17,245	142,491	5	159,741

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和3年度において、し尿処理量が526万キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が1,451万キロリットル/年、自家処理量が3万キロリットル/年となっています。



資図 4-10 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 4-10 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 単位：千 kL/年

項目 年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 24 年度	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年度	7,228	14,631	76	21,935
平成 26 年度	6,864	14,625	108	21,598
平成 27 年度	6,633	14,535	69	21,237
平成 28 年度	6,326	14,554	58	20,938
平成 29 年度	6,049	14,486	75	20,610
平成 30 年度	5,830	14,519	82	20,430
令和元年度	5,648	14,514	108	20,270
令和 2 年度	5,459	14,554	35	20,048
令和 3 年度	5,259	14,508	33	19,800

(注)

1. 四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和3年度版）環境省

3. 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

(1) ごみ焼却施設

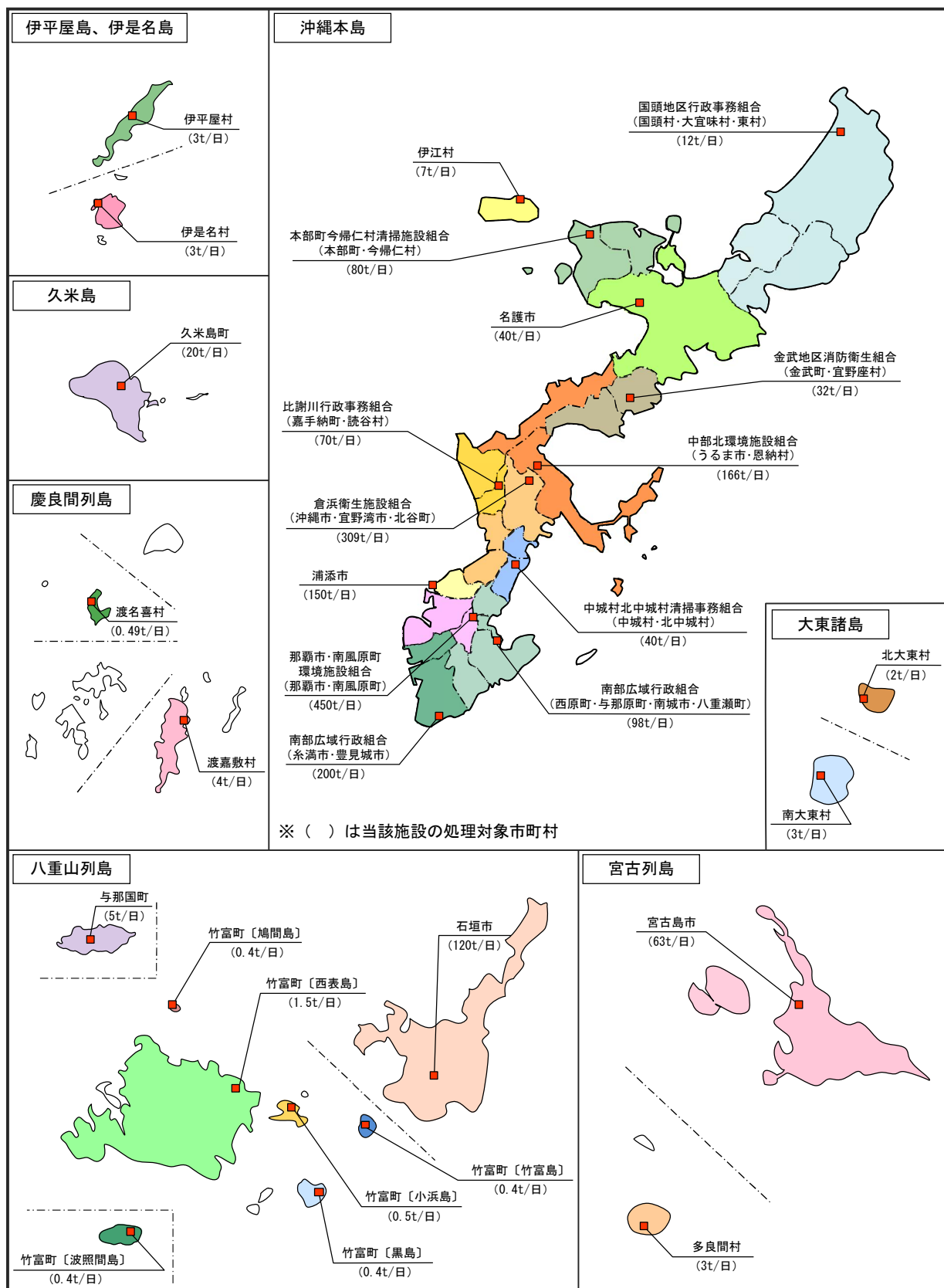
沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-11 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

実施主体 施設名称			構成（処理対象）市町村	規模（t/日）	運転方式	着工年月	備考
			所在地	炉の形態		竣工年月	
本 島	1	国頭地区行政事務組合 やんばる環境センター	国頭村・大宜味村・東村	12	機械化バッチ式	H26. 6	
			国頭村字宇嘉 1179-416	6 t / 8 h × 2 炉		H28. 6	
	2	名護市 名護市環境センター	名護市	40	機械化バッチ式	S51. 12	
			名護市字宇茂佐 1710-3	20 t / 8 h × 2 炉		S52. 12	
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村	80	機械化バッチ式	H7. 9	
			本部町字北里 182	40 t / 16 h × 2 炉		H10. 3	
	4	金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村	32	機械化バッチ式	H29. 3	
			宜野座村字惣慶 1988-332	16 t / 8 h × 2 炉		R2. 8	
	5	中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村	166	全連続式	H14. 2	
			うるま市字栄野比 1211-6	83 t / 24 h × 2 基		H16. 9	
	6	比謝川行政事務組合 環境美化センター	嘉手納町・読谷村	70	准連続式	H7. 2	
			嘉手納町字久得 242-1	35 t / 16 h × 2 炉		H10. 3	
	7	倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町	309	全連続式	H19. 3	
			沖縄市字池原 3394 番地	103 t / 24 h × 3 炉		H22. 3	
離 島	8	中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村	40	全連続式	H12. 12	防衛施設庁予算 （当初）灰溶融設備 のみ稼働休止
			中城村字伊舎堂池武当原 787 番地	20 t / 24 h × 2 基		H15. 5	
	9	浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市	150	全連続式	S55. 10	
			浦添市伊奈武瀬 1-8-1	75 t / 24 h × 2 基		S57. 12	
	10	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町	450	全連続式	H14. 8	
			南風原町字新川 650 番地	150 t / 24 h × 3 炉		H18. 3	
	11	南部広域行政組合 東部清掃施設組合清掃工場	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町	98	全連続式	H18. 10	
			与那原町字板良敷 1612	49 t 24 h × 2 炉		H20. 3	
	12	南部広域行政組合 糸豊環境美化センター	糸満市・豊見城市	200	全連続式	H7. 12	
			糸満市字東里 74-1	100 t / 24 h × 2 炉		H10. 3	
	13	伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村	3	機械化バッチ式	H16. 1	
			伊平屋村字田名 3225	3 t / 8 h × 1 炉		H17. 5	
	14	伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村	3	機械化バッチ式	H22. 7	
			伊是名村字勢理客 3630 番地	3 t / 8 h × 1 炉		H24. 1	
	15	伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村	7	機械化バッチ式	H14. 10	防衛施設庁予算 （当初）
			伊江村字東江上 2788	7 t / 8 h × 1 炉		H16. 2	
	16	久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町	20	機械化バッチ式	S63. 10	
			久米島町字阿嘉 297-133	10 t / 8 h × 2 炉		H2. 1	
	17	渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村	0. 49	固定バッチ式	H25. 11	
			渡名喜村高田 2563-2	0. 49 t / 8 h × 1 炉		H25. 11	
	18	渡嘉敷村 渡嘉敷クリーンセンター	渡嘉敷村	4	機械化バッチ式	H10. 9	
			渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 t / 8 h × 1 炉		H11. 7	
	19	北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村	2	機械化バッチ式	H12. 12	
			北大東村字南 211-1	2 t / 8 h × 1 炉		H14. 3	
	20	南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村	3	機械化バッチ式	H10. 12	
			南大東村字池之沢 1-1	3 t / 8 h × 1 炉		H12. 5	
	21	宮古島市 宮古島市クリーンセンター	宮古島市	63	准連続式	H25. 3	
			宮古島市平良字西仲宗根 565-6	31. 5 t / 16 h × 2 炉		H28. 3	
	22	多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村	3	機械化バッチ式	H11. 9	
			多良間村字仲筋 1624-2	3 t / 8 h × 1 炉		H12. 5	
	23	石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市	120	全連続式	H7. 3	
			石垣市字平得大俣 1273-439	60 t / 24 h × 2 炉		H9. 10	
	24	竹富町 波照間小型焼却炉施設	竹富町（波照間島）	0. 4	固定バッチ式	H17. 11	
			竹富町字波照間 4969-1	0. 4 t / 8 h × 1 炉		H18. 5	
	25	竹富町 黒島小型焼却炉施設	竹富町（黒島）	0. 4	固定バッチ式	H17. 11	
			竹富町字黒島 2601	0. 4 t / 8 h × 1 炉		H18. 5	
	26	竹富町 竹富小型焼却炉施設	竹富町（竹富島）	0. 4	固定バッチ式	H18. 9	
			竹富町字竹富 878	0. 4 t / 8 h × 1 炉		H19. 3	
	27	竹富町 小浜小型焼却炉施設	竹富町（小浜島）	0. 5	固定バッチ式	H18. 9	
			竹富町字小浜 3400-1	0. 5 t / 8 h × 1 炉		H19. 3	
	28	竹富町 鳩間小型焼却炉施設	竹富町（鳩間島）	0. 4	固定バッチ式	H20. 11	
			竹富町字鳩間 377-1	0. 4 t / 8 h × 1 炉		H21. 5	
	29	竹富町 西表小型焼却炉施設	竹富町（西表島）	1. 5	固定バッチ式	H21. 12	
			竹富町字高那 443-1	1. 5 t / 8 h × 1 炉		H23. 1	
	30	与那国町 与那国町ごみ焼却施設	与那国町	5	機械化バッチ式	H31. 3	
			与那国町字与那国 4257 番地	5 t / 8 h × 1 炉		R3. 7	

※資料を基に一部変更を行っています。

資料：「廃棄物対策の概要」（令和 5 年 3 月）沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っています。
資料：「廃棄物対策の概要」（令和5年3月）沖縄県環境整備課

資図 4-11 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

(2) 一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

資表 4-12 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体 施設名称			構成（処理対象）市町村	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立面積
			所在地			埋立容量
本 島	1	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	国頭村・大宜味村・東村 国頭村字宇嘉1179-402	焼却残渣（主灰） 直接搬入ごみ 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣	H18	7,200 m ² 45,000 m ³
	2	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	名護市 名護市字嘉陽281-37	焼却残渣（主灰） 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000 m ² 185,000 m ³
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	本部町・今帰仁村 今帰仁村字仲尾次897-2	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800 m ² 67,000 m ³
	4	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	恩納村（うるま市） 恩納村字富着1043-63	焼却残渣（主灰） 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300 m ² 100,000 m ³
	5	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	嘉手納町・読谷村 読谷村字儀間689番地	焼却残渣（主灰） 直接搬入ごみ 焼却残渣（飛灰）	H20	15,650 m ² 155,000 m ³
	6	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	沖縄市・宜野湾市・北谷町 沖縄市字倉敷111番地	焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣	H9	38,000 m ² 400,000 m ³
	7	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	那覇市・南風原町 那覇市港町4丁目3番6の地先	焼却残渣（飛灰） 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000 m ² 107,000 m ³
	8	南部広域行政組合 美らグリーン南城	糸満市・豊見城市・南城市・ 八重瀬町・与那原町・西原町 南城市字玉城字奥武1124番地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H30	10,870 m ² 94,000 m ³
	9	伊是名村 伊是名村環境美化センター	伊是名村 伊是名村字勢理客ゴハ原3680番地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500 m ² 11,000 m ³
	10	伊江村 伊江村一般廃棄物最終処分場	伊江村 伊江村字東江上3713	焼却残渣（主灰） 直接搬入ごみ 焼却残渣（飛灰） 不燃ごみ	H3	25,382 m ² 72,400 m ³
離 島	11	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	久米島町 久米島町字儀間1949-1	焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H16	5,000 m ² 25,000 m ³
	12	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	粟国村 粟国村字西松尾原地内	焼却残渣（主灰） 直接搬入ごみ 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000 m ² 15,000 m ³
	13	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	渡嘉敷村 渡嘉敷村字渡嘉敷1845	焼却残渣（主灰）・破碎ごみ	H14	3,000 m ² 15,000 m ³
	14	北大東村 北大東村一般廃棄物最終処分場	北大東村 北大東村字港地内	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900 m ² 2,000 m ³
	15	南大東村 南大東村エコ・センター	南大東村 南大東村字南279番2	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406 m ² 4,500 m ³
	16	宮古島市 一般廃棄物最終処分場（野田）	宮古島市 宮古島市平良狩俣野田原4103-10	焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600 m ² 81,000 m ³
	17	宮古島市 一般廃棄物最終処分場（川満）	宮古島市 宮古島市下地川満680-1	焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣	H9	7,000 m ² 52,000 m ³
	18	多良間村 多良間村一般廃棄物最終処分場	多良間村 多良間村字仲筋1624-2	焼却残渣（主灰） 焼却残渣（飛灰） 破碎ごみ・処理残渣	H14	3,000 m ² 10,000 m ³
	19	石垣市 石垣市一般廃棄物最終処分場	石垣市 石垣市字大浜上辻原地内	焼却残渣（主灰） 直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200 m ² 140,000 m ³
	20	竹富町 竹富町リサイクルセンター	竹富町 竹富町字高那443番地1	焼却残渣（主灰） 可燃ごみ その他 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H18	4,300 m ² 22,000 m ³
	21	与那国町 与那国町一般廃棄物最終処分場	与那国町 与那国町字与那国4238-1	焼却残渣（主灰） その他 焼却残渣（飛灰） 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000 m ² 11,000 m ³

※資料を基に一部変更を行っています。

資料：「廃棄物対策の概要」（令和5年3月）沖縄県環境整備課

(3) し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-13 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

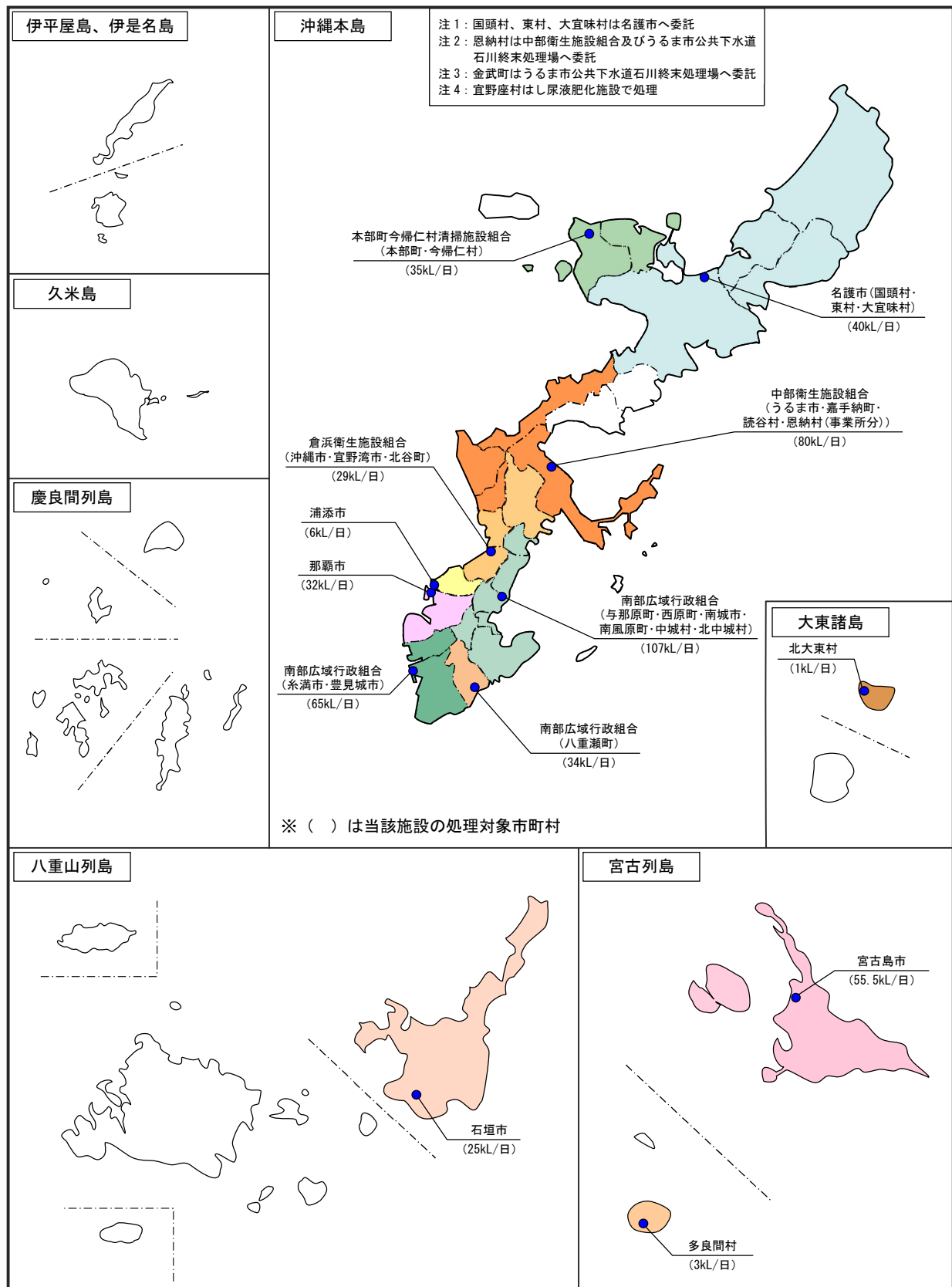
実施主体 施設名称			構成（処理対象）市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月
			所在地			竣工年月
本 島	1	名護市 名護市衛生センター	名護市・国頭村（委託）・ 東村（委託）・大宜味村（委託） 名護市源河 2089	40	好気	S47. 8 S48. 3
	2	本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センターし尿処理施設	本部町・今帰仁村 本部町字北里 182	35	嫌気	S49. 9 S50. 6
	3	中部衛生施設組合 し尿処理施設 長尾苑	うるま市・嘉手納町・読谷村・ 恩納村（事業所分） うるま市字昆布 1844	80	標脱	S53. 3 S55. 6
	4	倉浜衛生施設組合 汚泥再生処理センター宜野湾清水苑	沖縄市・宜野湾市・北谷町 宜野湾市伊佐 4 丁目 9-6	29	下水投入	R2. 6 R4. 3
	5	浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市 浦添市伊奈武瀬 1 丁目 8 番 1 号	6	下水投入	H17より 下水道投入 開始
	6	那覇市 那覇市し尿等下水道放流施設	那覇市 浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号	32	下水投入	H19. 3 H20. 3
	7	南部広域行政組合（旧東部清掃施設組合） 汚泥再生処理センター	与那原町・西原町・南城市・ 南風原町・中城村・北中城村 西原町字小那覇 964	107	下水投入	H24. 12 H26. 12
	8	南部広域行政組合（旧島尻消防清掃組合） し尿処理施設 清澄苑	八重瀬町（H26. 12から八重瀬町のみ） 八重瀬町字新城 2034-3	34	好二段	S61. 2 S62. 9
	9	南部広域行政組合 （旧糸満市豊見城市清掃施設組合） 岡波苑し尿処理施設	糸満市・豊見城市 糸満市西崎町 4 丁目 1	65	好二段 標脱	S55. 12 S57. 3
離 島	10	北大東村 北大東村汚泥再生処理センター	北大東村 北大東村字港地内	1	好気	H27. 7 H28. 9
	11	宮古島市 宮古島市し尿等下水道投入施設	宮古島市 宮古島市平良字荷川取地内	55. 5	下水投入	建設年度 H23～H24
	12	多良間村 多良間村し尿処理施設	多良間村 多良間村字仲筋 1624-2 番地	3	好二段	S57. 11 S58. 3
	13	石垣市 石垣市し尿処理場	石垣市 石垣市字大川ブンニ原 1328 番地	25	嫌気	S46. 6 S47. 6

※資料を基に一部変更を行っています。

※処理方式の略称は次のとおり

嫌 気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式 好 二 段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
好 気：好気性消化・活性汚泥処理方式 下水投入：下水投入方式
標 脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）

資料：「廃棄物対策の概要」（令和 5 年 3 月）沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っています。
 資料：「廃棄物対策の概要」（令和5年3月）沖縄県環境整備課

資図 4-13 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

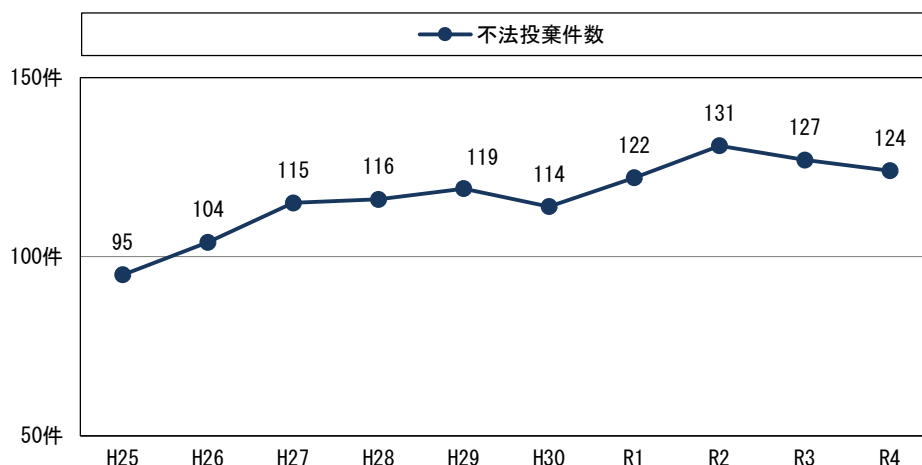
資料 5 不法投棄の現状と取組

1. 不法投棄の現状

(1) 沖縄県内における不法投棄

沖縄県内の過去 10 年間ににおける不法投棄件数の推移を以下に示します。

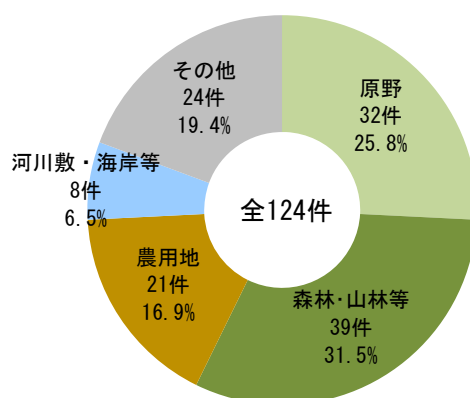
不法投棄の件数は過去 10 年間で増加傾向にありますが、令和 4 年度の不法投棄件数は 124 件となっており、前年度と比べて 3 件減少しています。



資料：「令和 4 年度 不法投棄実態調査 報告書」（令和 5 年 12 月）沖縄県環境部環境整備課

資図 5-1 沖縄県内における不法投棄件数の推移

令和 4 年度に把握された 124 件の不法投棄場所の内訳については、原野 32 件 (25.8%)、森林・山林等 39 件 (31.5%)、農用地 21 件 (16.9%)、河川敷・海岸等 8 件 (6.5%)、その他 24 件 (19.4%) となっています。



資料：「令和 4 年度 不法投棄実態調査 報告書」（令和 5 年 12 月）沖縄県環境部環境整備課

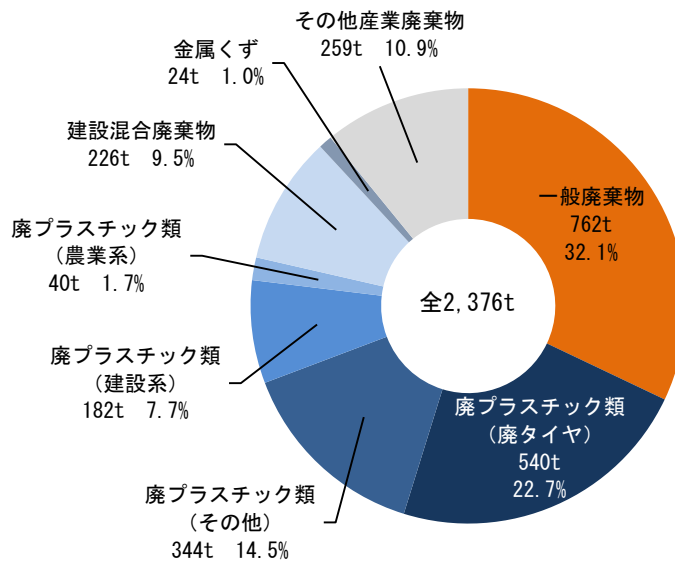
資図 5-2 沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の令和４年度における不法投棄物の総重量は 2,376 トンとなっており、一般廃棄物が 762 トン、産業廃棄物が 1,614 トンとなっています。

資表 5-1 沖縄県内の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量 (t)	割合 (%)
一般廃棄物	762	32.1
産業廃棄物	1,614	67.9
廃プラスチック類	1,106	46.5
廃タイヤ	540	22.7
その他（ペットボトルや漁網等）	344	14.5
建設系	182	7.7
農業系	40	1.7
建設混合廃棄物	226	9.5
金属くず	24	1.0
その他産業廃棄物	259	10.9
合 計	2,376	100.0

資料：「令和４年度 不法投棄実態調査 報告書」（令和５年 12 月）沖縄県環境部環境整備課



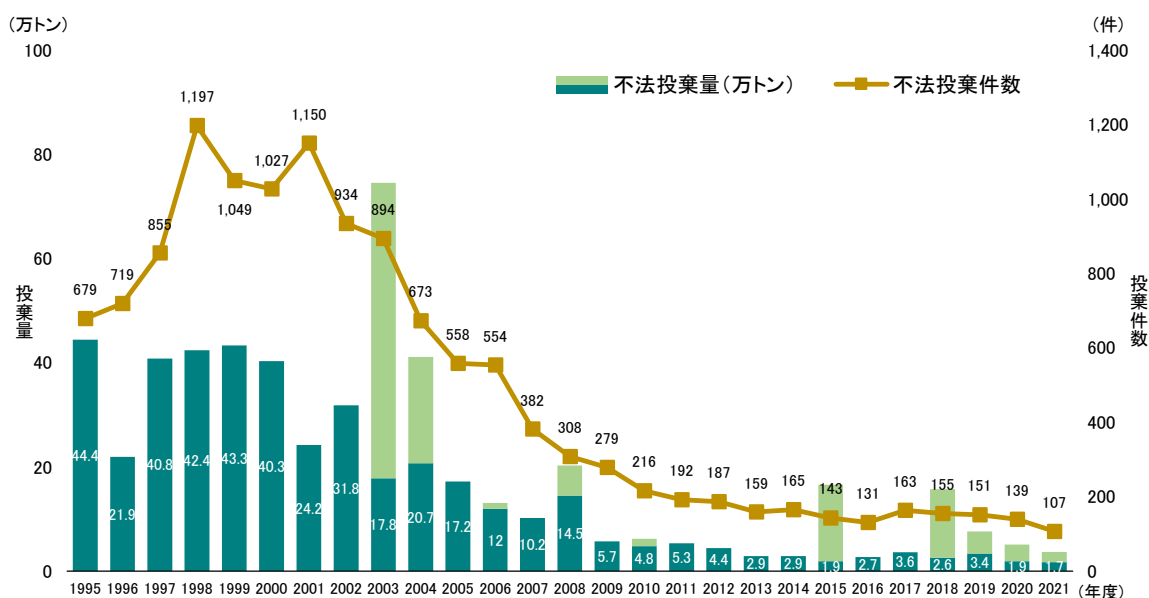
資料：「令和４年度 不法投棄実態調査 報告書」（令和５年 12 月）沖縄県環境部環境整備課

資図 5-3 沖縄県内の不法投棄物の内訳

(2) 全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄件数は、2001（平成 13）年度以降、おおむね減少傾向となっており、近年は 200 件以下の一定値で推移しています。2021（令和 3）年度における不法投棄件数は 107 件と、前年度（139 件）と比べ減少しています。

また、不法投棄量（棒グラフ薄緑部分除く）については、2008（平成 20）年度以降に大幅な減少がみられ、その後わずかな増減はあるものの、おおむね一定値で推移しています。



注 1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1 件あたりの投棄量が 10 トン以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。

2003 年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7 万トン）

2004 年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4 万トン）

2006 年度：1998 年度に判明していた千葉市事案（1.1 万トン）

2008 年度：2006 年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8 万トン）

2010 年度：2009 年度に判明していた滋賀県日野町事案（1.4 万トン）

2015 年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7 万トン）

2018 年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016 年度に判明していた横須賀市事案、2017 年度に判明していた千葉県芝山町事案（2 件）（13.1 万トン）

2019 年度：2014 年度に判明していた山口県山口市事案、2016 年度に判明していた倉敷市事案（4.2 万トン）

2020 年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案（3.2 万トン）

2021 年度：大規模事案として報告された福島県飯館村事案、兵庫県加古川市事案（2.0 万トン）

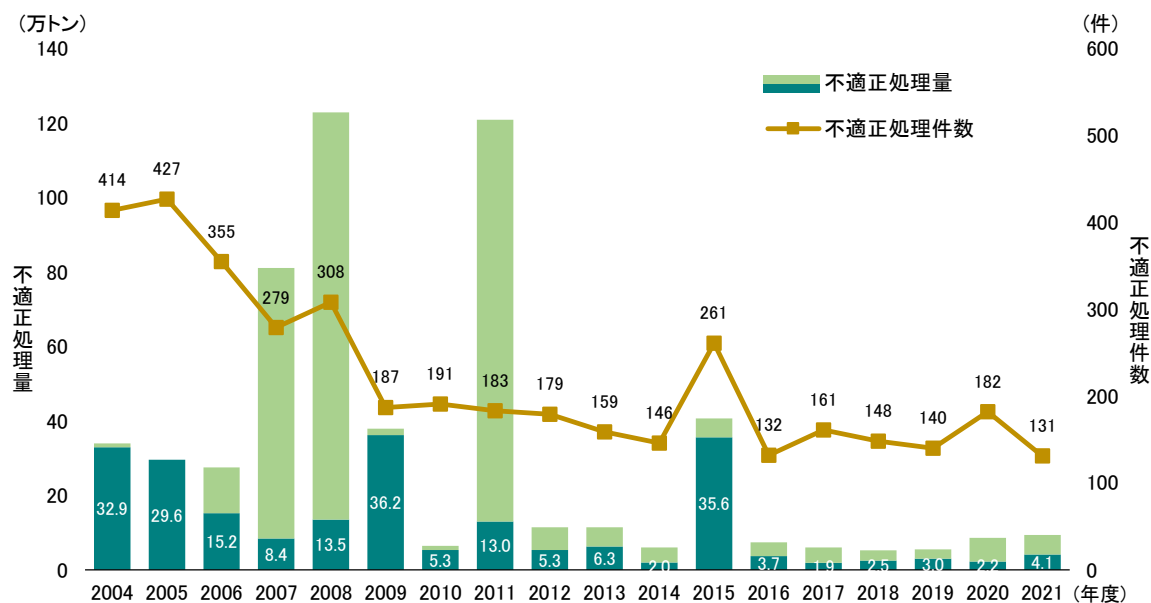
3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001 年 8 月から約 72 万 t が販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された 1 府 3 県の 45 か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和 5 年版）環境省

資図 5-4 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理件数については、おおむね減少傾向となっていますが、不適正処理量（棒グラフ薄緑部分除く）については、不規則な増減を繰り返しています。

2021（令和3）年度における不適正処理件数は131件と前年度（182件）に比べ減少していますが、不適正処理量は4.1万トンと前年度（2.2万トン）より大幅に増加しています。

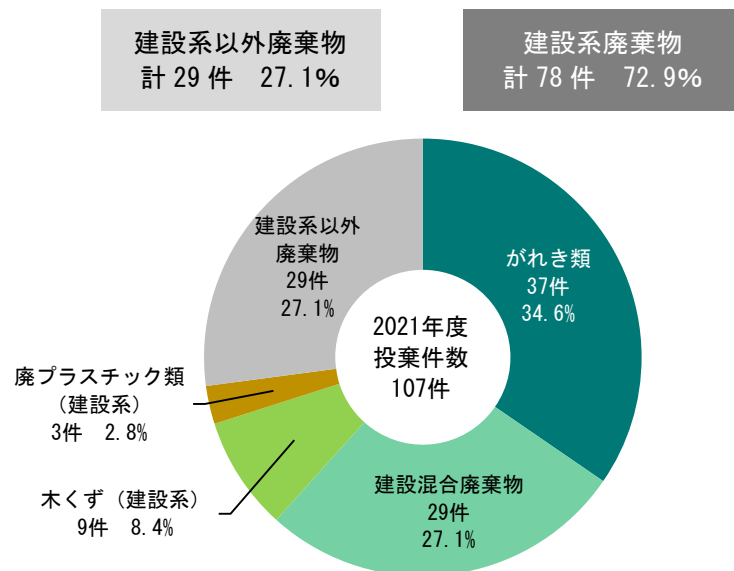


- 注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
- 2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む）。
- 3：大規模事案については、次のとおり。
 2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン
 2008年度：奈良県宇陀市事案85.7万トン等
 2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等
 2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等
 2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等
- 4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和5年版）環境省

資図5-5 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

2021（令和3）年度に新たに判明した不法投棄の産業廃棄物の種類は、がれき類が37件（34.6%）と最も多く、次いで建設混合廃棄物が29件（27.1%）、木くず（建設系）が9件（8.4%）、廃プラスチック類（建設系）が3件（2.8%）、と不法投棄された産業廃棄物の約7割が建設系廃棄物となっています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和5年版）環境省

資図 5-6 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類

2. 不法投棄防止への取組

(1) 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

資表 5-2 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

		昭和 45 年 制定時	昭和 51 年改正	平成 3 年改正	平成 9 年改正	平成 12 年改正	平成 15 年改正	平成 16 年改正
不法投棄等	不法投棄の禁止	5万円以下の罰金	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 (有害な産業廃棄物は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (特別管理廃棄物は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)	(産業廃棄物) 3月以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人に対しては1億円以下の罰金) (一般廃棄物) 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金) 未遂罪の創設 (罰則は既遂と同じ)	準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
	不法焼却の禁止					(直罰化) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	未遂罪の創設 (罰則は既遂と同じ)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人に対しては1億円以下の罰金) 準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
指定有害廃棄物の処理の禁止								5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
委託違反			産業廃棄物委託基準の創設(認可業者等への委託)	委託基準の強化(書面による契約等を追加)	(契約書に処理料金等を追加)	(契約書に最終処分地等を追加)	一般廃棄物委託基準の創設	
			6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科		
受託違反					受託禁止違反(産業廃棄物)の創設 (1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科		
排出事業者責任の強化				マニフェスト制度の創設(特別管理産業廃棄物に限定)	・マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大 ・電子マニフェスト制度の導入 ・虚偽マニフェスト交付を直罰化(30万円以下の罰金)	・最終処分まで確認することを義務化(注意義務) ・マニフェスト不交付を直罰化(50万円以下の罰金)	廃棄物である疑いのあるものについての都道府県等の調査権限拡充、未遂罪の創設により不法投棄等の罰則強化、緊急時における国の調査権限の拡充	廃棄物の収集運搬における目的罪の創設と環境大臣の指示権限の創設
廃棄物処理業に係る欠格要件等			欠格要件の創設(廃棄物処理法違反により罰金以上の刑に処せられ2年を経過しない者、許可を取り消され2年を経過しない者等)	要件の追加(禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法・環境保全法令の違反又は刑法等の罪により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、役員・使用人等が欠格要件に該当する法人等)	要件の追加(暴対法違反により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、許可取消法人の役員又は実質的に法人に対し支配力を有する者(黒幕規定))	要件の追加[産業廃棄物のみ](暴力団でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団等がその事業活動を支配する法人)	要件の追加(聴聞通知後に廃業した者) 特に悪質な業者の許可取消を義務化	
支障除去等の措置命令			措置命令の創設(対象者:処分者及び委託基準に違反した排出事業者)	発行要件の拡大(「重大な」を削除)	対象者の追加(マニフェスト不交付及び虚偽マニフェストを交付した者等)	対象者の追加(注意義務違反や適正な対価を負担していない排出事業者、不適正処分に関与した者等)	対象者の追加(一般廃棄物委託基準の違反者)	
			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科	3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科		
その他						組織犯罪による不法収益の没収		

資料:「循環型社会白書」(平成16年版)環境省

(2) 全国における代表的な取組

国においては、平成 19 年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施しています。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示します。

資表 5-3 全国一斉の陸海空パトロール代表事例（平成 30 年度）

地域	陸/海/空	事業名	実施エリア	実施期日	実施主体等	概要
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6 月	各県・市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	不法投棄監視合同スカイパトロール	山形県内	6 月 5 日	山形県、県警、東北地方環境事務所	山形県、県警本部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸	不法投棄防止監視パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	5 月 30 日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、警察、関東地方環境事務所等の関係機関、民間団体により構成）等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	6 月 5 日	奈良県、県警、近畿地方環境事務所	奈良県と連携し、県警ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	不法投棄監視合同海上パトロール	岡山県内	6 月 1 日	岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、玉野海上保安部、中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離島等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。
四国	陸	不法投棄監視パトロール	高松市内	5 月 30 日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パトロール事業	高松市内	6 月 5 日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。
九州	陸	監視パトロール	沖縄県内	5～6 月	沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）	沖縄県と連携し、不法投棄現場のパトロール等の監視活動を実施する。

資料：「平成 30 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

(3) 沖縄県における取組

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われており、沖縄県においても以下のような取組が実施されています。

資表 5-4 沖縄県における取組内容（平成 30 年度）

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
粟国村	粟国村（民生課）	不法投棄対策事業	通年	不法投棄が発生している場所へ監視カメラ及びダミーカメラを設置し啓発を図る。
	粟国村観光協会	環境美化活動	4/27、5/8、5/22、6/12、6/26	道路沿いや公園のごみ拾い
	ダイビングショップ（シーベース）	ビーチクリーン&パーベキュウ	平成 29 年 4 月 16 日（日）	海岸漂着ごみの回収及び清掃作業
	粟国村	不法投棄監視パトロール	通年（毎週金曜日）	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。
伊江村	伊江村（総務課）	広報誌による啓発	月 1 回	「広報イーハッチャー」による普及・啓発活動を実施する。
	伊江村	チューパンジャまつり	12 月	村の産業広報及びパネル展示を行う。
	伊江村（建設課）	不法投棄監視パトロール	週 2 回程度	不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロール車による巡回を行う。
	伊江村漁協協同組合	クリーン作戦	ハーリー前	ハーリー会場浜辺周辺の海岸清掃を実施する。
	伊江村青年会	530 クリーン作戦	5 月 30 日	伊江村全体のごみ拾い・草刈などを実施する。
	伊江村老人クラブ	老人社会奉仕作業	9 月（老人の日）	ごみ拾い・草刈などを実施する。
	E&Cセンター	E&Cセンター見学会	通年	E&Cセンター見学(小学4年生、婦人会対象)を実施する。
	タマレント企画	いちやりば伊江島民間体験泊協会	8 月、12 月	ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施する。
石垣市	石垣市	不法投棄撲滅強化月間		チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	石垣市	春の大掃除	平成30年5月21日～5月27日まで	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
	石垣市	秋の大掃除	10 月中旬	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
伊是名村	伊是名村	環境美化活動	年 5 回（4・6・7・9・12 月）	村内の一斉清掃（草刈、ごみ拾い）を実施する。
	伊是名村環境プロジェクト（伊是名村、教育委員会、商工会、農協、漁協、NPO）	環境美化活動	4 月 21 日	環境協力税導入を記念して、毎年 4 月 25 日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む 1 週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識向上を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施する（H30 年度は花植え）。
糸満市	糸満市	海岸クリーン作戦	通年	米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	糸満市	環境美化活動	通年	チラシや広報誌等により、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	糸満市	市民ボランティア清掃	毎月（第 2 土曜日）	市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけて清掃を実施する。
	糸満市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。
伊平屋村	伊平屋村	不法投棄監視パトロール	ウィーク 期間中	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施する。
浦添市	浦添市	2018 クリーンデーIN うらそえ清掃	5 月 20 日	市内の道路や公園等の清掃を実施する。
	浦添市	クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動	12 月 16 日	空き缶（ビン）拾い、草刈作業、公民館（公園）美化運動等
うるま市	うるま市	環境月間	6 月	環境月間である 6 月に広報にて一斉清掃の呼びかけを行う。
	うるま市	環境月間パネル展	6 月	ごみ処理・分別・不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布を行う。リサイクル成形品及びごみ溶融施設資源化品の展示を行う。各種団体のボランティア活動写真の展示を行う。
	うるま市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	通年	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	天願川デー実行委員会	天願川デー	2 月	川の清掃を通して河川に対する市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。
大宜味村	大宜味村	不法投棄監視パトロール	月 5～6 回程度	職員による不法投棄パトロールを実施する。
沖縄市	沖縄市	クリーンデーin 沖縄市	11 月	各自治会を主体に市内全域の道路・公園等の清掃活動を実施する。
	沖縄市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
恩納村	恩納村	環境美化活動	6 月	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	環境美化活動	9 月 24 日～ 10 月 31 日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
北大東村	北大東村		6 月中旬頃	草刈り及び空き缶、ごみ拾い
	北大東村	地域部落美化活動	6 月	村内ごみ拾い及び草刈り清掃
北中城村	北中城村	秋の一斉清掃	9 月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	美ら島清掃週間	12 月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	春の一斉清掃	5 月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
宜野座村	宜野座村	環境美化活動	5 月 27 日	村内各自治体・各種団体による草刈り及びごみ拾い活動等を実施する。
	宜野座村	広報誌・チラシによる啓発	ウィーク期間中	村広報やチラシの配布による啓発を行う。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	通年	宜野座村環境監視員による監視パトロールを実施する。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	4 月以降	職員 2 名により、週 3～4 回程度パトロールを実施する。
宜野湾市	宜野湾市	ごみのポイ捨て防止公開パトロール	5 月 30 日	各自治会クリーンリーダーによる、ごみ拾い活動の実施、及びチラシ配布による啓発を行う。また、役所ロビーにてパネル展示を 1 週間行うことにより、更なる普及・啓発に努める。
	宜野湾市	不法投棄監視パトロール	通年	清掃指導員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	宜野湾市	環境美化活動	7 月・12 月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
金武町	金武町	秋の各班清掃	9 月 30 日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	海浜清掃	7 月 8 日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	春の各班清掃	6 月 3 日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う（委託職員で実施）。
	金武町	沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業	7 月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
国頭村	国頭村	海浜清掃	7 月 20 日	ごみ拾いを実施する。
	国頭村	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
久米島町	久米島町	集落内外清掃	4 月・12 月	町内各自治体による草刈り及びごみ拾い活動を実施する。
	久米島町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄を未然に防ぐため、パトロールを実施。
竹富町	竹富町	春の清掃	4 月～5 月	町民による清掃・不法投棄点検を行う。
	竹富町	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
多良間村	多良間村	不法投棄監視パトロール	通年	関係機関による不法投棄監視パトロールを実施する。
北谷町	北谷町	清掃工場見学会	11 月頃	清掃工場見学会（北谷クリーン指導員）を開催する。
	北谷町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄防止のため、町内全域においてパトロールを実施する。
	北谷町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	年 2 回 (8、12 月)	町主催で、自治会や町民、環境関係機関等へ呼びかけて清掃を実施している。
	北谷町	ポイ捨て禁止のぼり旗の設置	ウィーク期間内	自治会や公共施設等のにぼり旗を設置し、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
渡嘉敷村	渡嘉敷村	ちゅら島環境美化清掃	年 3 回	村内のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	渡嘉敷村	環境美化の日	毎月 0 のつく日 (10 日・20 日・30 日)	村内のごみ拾いや草刈りを実施する。
渡名喜村	渡名喜村	不法投棄監視パトロール	5～6 月	職員による不法投棄パトロールを実施する。
豊見城市	豊見城市		通年	不法投棄防止のためのポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発をおこなう。
	豊見城市 国場川水あしび実行委員会	国場川水あしび	11 月末 11 月 3 日	清掃活動を実施する。
中城村	中城村	秋の一斉清掃	10 月 21 日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	春の一斉清掃	5 月 20 日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
今帰仁村	今帰仁村	海岸漂着物対策事業	4 月～3 月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
	今帰仁村	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄パトロール活動、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止を行う。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
名護市	名護市	広告活動	通年	ホームページ・看板設置・広報誌等による不法投棄防止の啓発活動や、職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施する。
南城市	南城市	不法投棄監視パトロール	通年（随時）	不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者による不法投棄監視パトロールを実施する。
西原町	西原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等を行う。
南風原町	南風原町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	12 月	草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町	道路ふれあい清掃	8 月	町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。また、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町、那覇市	不法投棄監視及び公害防止パトロール	毎月	一般廃棄物処理施設周辺のパトロールを実施する。
東村	東村（建設環境課）	ホームページによる啓発及び不法投棄監視パトロール	6 月（普及啓発）、通年（パトロール）	ホームページ等による不法投棄未然防止及びポイ捨て禁止の普及啓発活動を実施する。また、職員及び清掃員による不法投棄監視パトロール等を実施する。
	東村	クリーンやんばる	1 月	村内の幹線道路の清掃を行う。
	東村	地域部落美化活動	年 2 回	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
南大東村	南大東村	地域部落美化活動	20～21 日	平成 30 年 4 月 22 日（日本丸寄港）に伴う地域美化活動及び全体清掃
	南大東村	地域部落美化活動	8 月	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
	南大東村	不法投棄撲滅活動	通年	不法投棄現場（重点地）のパトロールを実施する。
宮古島市	宮古島市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。また、不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。
	宮古島市	宮古島市美化清掃の日	5 月・10 月（第 4 日曜日）	協議会・市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施する。
本部町	本部町	一斉清掃	6 月 3 日	町内の一斉清掃を実施する。
	本部町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。
八重瀬町	八重瀬町	不法投棄監視パトロール	5 月～6 月	町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心にパトロールを実施する。また、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。
	八重瀬町	八重瀬町「心豊かできれいな町」大作戦	11 月 23 日	町出身の偉人が残した「負けじ魂」や教訓歌「汗水節」の心を普及啓発するとともに、町と町民の協働で美しい環境作りを推進する「八重瀬町心豊かできれいなまちづくり」活動を実施する。
与那国町	与那国町	不法投棄監視パトロール	5 月～6 月	町職員による不法投棄パトロールを実施する。
与那原町	与那原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
	与那原町まちづくり推進協議会	第 1 回奉仕作業	平成 30 年 6 月	加盟団体による草刈り及びごみ拾い及び、プランターへ花の植え付け作業を実施。
	与那原町まちづくり推進協議会	第 2 回奉仕作業	平成 31 年 3 月	加盟団体による草刈り及びごみ拾いを実施。
読谷村	読谷村	ちゅら浜クリーンアップ作戦 in 読谷	6 月 10 日	読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施する。

資料：「平成 30 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

資料 6 用語集

あ行

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

か行

■各戸収集方式

一戸建て世帯は各家庭の戸口に排出し、集合住宅の場合は敷地内の所定の場所に排出する方式をいう。また、道路がせまい地域では所定の場所に排出するステーション方式も行っている。

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成12年法律第100号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型家電等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■ごみ焼却施設

ごみの焼却を行うための施設であり、当初はごみの腐敗防止や病原菌の増殖防止等の衛生処理を目的としていた。また、焼却処理はごみの容積を小さくできることから、最終処分場の確保が困難である国内事情から、日本ではごみ処理の主流となっている。ごみ焼却施設はごみを受け入れるための設備、燃烧するための設備、排ガスの処理を行うための設備、燃烧熱を再利用するための設備、焼却灰を排出するための設備、施設内で使用した用水の処理設備等から構成されている。

■ごみ処理の広域化・集約化

平成 31 年 3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号）が発出され、都道府県において、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとされている。

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■再生利用（率）

再生利用とは廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化（率）」「リサイクル（率）」「循環利用（率）」ともいう。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」の項参照。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び使用済み製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■循環利用（率）

「再生利用（率）」の項参照。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が100トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。賞味期限切れ等により食べきれず、手つかずのまま捨てられるもの（直接廃棄）や野菜や果物の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）、食卓にのぼった食品で食べきれずに廃棄されたもの（食べ残し）などがある。

■食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

令和元年法律第19号。食品ロスの削減について、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する基本方針の策定や施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年法律第105号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成13年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。廃プラスチックの焼却処理が温室効果ガス排出の要因となっている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことである。地域によっては、地域通貨を代用しているところもある。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設である。なお、農業集落排水処理施設は、浄化槽法に基づく浄化槽である。

■バイオエタノール

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中のCO₂を増加させない特性を持っており、ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO₂の排出を減少させる効果を有する。

■バイオディーゼル

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

■バイオ燃料

生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのこと。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている。

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

■バイオマス活用推進基本計画

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。

■バイオマス活用推進基本法

平成21年法律第52号。バイオマスの活用の推進に関する基本理念、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律または廃掃法）

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

■灰溶融施設

廃棄物等の焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

平成元年に採択、平成4年に発効し、日本は平成5年に加入。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定している。

■バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成4年法律第108号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

■プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

令和3年法律第60号。プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として制定された法律。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置が規定されている。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていたが、平成24年の法改正により2027年（令和9年）までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成13年法律第65号。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）やカゴ（マイカゴ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

英数字

■ 2R（つーあーる、にあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用の2つの頭文字をとったものである。もともとは上記にリサイクル（Recycle）を加えた「3R」（「3R 参照」）が提唱されていたが、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称している。

■ 3R（すりーあーる、さんあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものである。また、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称することもある。

■ SDGs（えすでいーじーず）：Sustainable Development Goals

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

資料 7 糸満市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過

糸満市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

氏 名	団体名・役職名等	備考
◎ 金城 直樹	(公社)糸満市シルバー人材センター 事務局長	委員長
○ 喜友名 等	南部広域行政組合 糸豊環境衛生課長	副委員長
伊敷 郁子	糸満市女性連合会 会長	
松浦 快奏	糸満工業団地協同組合 理事長	
上原 一志	糸満市商工会 事務局長	
照屋 真也	糸満市PTA連合会 会長	
徳元 勲	糸満市老人クラブ連合会 会長	
上原 政幸	糸満市自治連絡委員会 会長	
金城 順子	エコールママステーション 代表	
真栄里 美保	糸満市生涯学習支援センター 館長	
与那 幹夫	糸満市清掃事業協同組合 代表理事	
山内 昌直	糸満市市民健康部 部長	

糸満市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

審 議 会	開 催 日	審議内容等
第 1 回審議会	令和5年11月15日(水)	・一般廃棄物処理基本計画について ・糸満市のごみ処理の現況、実績、目標値達成状況、課題など ・糸満市の生活排水処理の現況、実績、課題など ・その他
第 2 回審議会	令和6年1月26日(金)	・第1回審議会の報告 ・ごみの排出抑制方策に対する評価結果・ごみ処理計画について ・糸満市におけるごみ量の予測及び減量化目標の設定について ・生活排水の適正処理方策に対する評価結果・生活排水処理計画について ・その他
パブリックコメント（意見募集期間：令和6年2月6日（火）～令和6年3月5日（火））		
第 3 回審議会	令和6年3月8日（金）	・糸満市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について

糸満市一般廃棄物処理基本計画

2024 年（令和 6 年）3 月

策 定 者



糸満市 市民健康部 市民生活環境課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

TEL (098) 840-8124

策定委託



株式会社 沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号

TEL (098) 862-5871 代表
